

# ばっきゃ



一般社団法人

秋田県産業廃棄物協会

## 表紙写真 土崎神明社祭の曳山行事

「土崎神明社祭の曳山行事」は、土崎の総鎮守である土崎神明社の例大祭として、毎年7月20日、21日に行われております。軍記物の武者人形を乗せ、高さ4.5メートル、重さ4～5tにもなる曳山が7月20日には土崎神明社への奉納を目指し（郷社参り）、町内や町中を練り歩きます。7月21日は土崎の南端にある穀保町へ全曳山が整列し、猿田彦を先導に、御神体を乗せた御神輿が寄進します。午後、曳山が順に土崎の北端にある相染町へと進み（御幸曳山）、夜8時の狼煙の合図とともに1台ずつ自町内へと戻って行きます（戻り曳山）。

土崎の曳山は、出発の合図を出し安全な運行を司る、音頭取りやハンドルやブレーキのない曳山をコントロールする振り方（振り棒）、100名にも及ぶ曳子、そして運行時に演奏される港ばやし奏者が一体となって運行されます。道中、秋田民謡を中心とした手踊りも見どころの1つです。

平成9年（1997年）に「土崎神明社祭の曳山行事」が国重要無形民俗文化財に指定され、平成28年（2016年）全国の33件の「山・鉦・屋台行事」のひとつとしてユネスコの無形文化遺産に登録されました。

写真提供・文：土崎神明社奉賛会・秋田みなと振興会

# 目 次

## 巻頭言

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会会長 山岡 緑三郎	1
---------------------------	---

## お祝いの言葉

秋 田 県 知 事	佐竹 敬久	3
秋 田 市 長	穂積 志	4
公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 石井 邦夫		5

## 謹賀新年

会 員 一 同	6
---------	---

## 行政だより

行政機関等からのお知らせ	9
--------------	---

## 協会だより

### 【全産連等関係】

公益社団法人全国産業廃棄物連合会第7回定時総会	11
第16回産業廃棄物と環境を考える全国大会	12
産業廃棄物処理業許可申請講習会等	13

### 【県協会関係】

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会第6回通常総会	15
理事会 委員会	17
協定に基づく大仙市の災害廃棄物処理について	19
秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会	20
山岡緑三郎氏 環境大臣表彰 受賞祝賀会	21
会員研修会	22
優良事業所視察研修	23
親睦ゴルフ大会	24
不法投棄未然防止啓発活動事業（クリーンアップ活動）	25
支部長あいさつ 2018年の抱負	30
第17回あきたエコ&リサイクルフェスティバル	33

### 【青年部会関係】

青年部会長あいさつ 2018年の抱負	36
青年部会第6回通常総会	37
運営委員会	38
研修会 交流会	39
環境学習会	42
全国産業廃棄物連合会青年部協議会	44
青年部会からのお知らせ	49

## 協会からのお知らせ

協会への入会のおすすめ	50
新規入会会員と会員数について	51
協会ホームページについて	52
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入について	53
環境省パンフレットから	55
編集後記	70



## ごあいさつ

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会  
会長 山岡 緑三郎

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、新年を迎え目標に向けて決意を新たにスタートされたことと思います。

日本の景気は、昨年7～9月まで7四半期連続のプラス成長を記録し、17年度は2%近い成長率を見込み、少子高齢化による人手不足が省力化投資を促している、上場企業は、18年3月期に最高益を更新する見通しといわれ、国内政治も波風の少ない年でありませう。

しかし、大都市、大企業と違い我々地方における中小零細企業は、団塊の世代が全員後期高齢者になる25年以降、生産年齢人口は減るのに後期高齢者は増え続ける時代に対応するため、65歳以上の労働力を確保しながら、雇用改革を行い、失敗を恐れず、会社の内外の人材を取り込み迅速に動く企業経営をしていかなければならない時代に入ったと思います。

さて、昨年2017年、協会にとって特筆する出来事として「協定に基づく大仙市の災害廃棄物処理」がありました。

7月22日から23日にかけて県内を襲った豪雨により、激甚災害に指定されましたが、秋田市や県南部を中心に多くの住宅が浸水し、泥をかぶった家具や畳などの災害廃棄物が大量に発生しました。7月26日に秋田県から「災害廃棄物処理協定」に基づく協力要請の第一報が入り、それから、役員を中心として緊急会議、現地視察、協力可能人員・資機材調査などを経て、木村県南支部長を中心に主に大曲地区会員が、大仙市で発生した災害廃棄物処理の業務を担い、9月中旬に本業務を無事完遂いたしました。

このことは、「東日本大震災の際のがれき処理の経験」、そして「協会の組織力」、「会員相互の協力関係・情報共有」などがあって出来得た事業であり、協力いただいた会員の皆様には、心より感謝申し上げます。

このほか2017年の当協会事業を振り返りますと、1月の新年研修会では、産業廃棄物処理業における暴力団排除対策等について、公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の専務理事近藤様から御講演をいただき、首都圏等では産業廃棄物業界への介入事件も起こっているとのことでもあり、会員への注意喚起を行いました。

6月の通常総会では、コベルコ建機株式会社の安全衛生セミナー担当の柴田様から、他の業界に比べ労働災害が起りやすいと言われている産業廃棄物業界の労働災害防止の取組について御講演をいただき、協会としての労働災害防止を図りました。

不法投棄未然防止啓発活動（クリーンアップ活動）には、多くの会員の方々が参加いたしました。各地区からの報告では、一般家庭から排出される廃家電、廃タイヤなどが相変わらず多いということであり、今後とも、地域に根差した啓発活動を継続していかねばならないと感じております。

優良視察研修は、岩手県奥州市のいわてクリーンセンターと、一関市のニッコー・ファインメック(株)の2施設、及び宮城県南三陸の復興状況を視察いたしました。

2施設とも秋田県内にはない事業展開がとても参考となり、また、南三陸地区の復興工事が膨大量となっている様を目の当たりにし、有意義な研修となりました。

これら事業を始めとする協会事業に会員企業から多くのご参加とご協力をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

国においては、6月に廃棄物処理法の改正が行われ、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を踏まえての不適正処理事案への対応強化や、雑品スクラップの保管・処分が国内各地で生活環境上の支障が発生している現状を解消するための規制強化などが行われ、なお、一層の産業廃棄物適正処理が求められております。

秋田県産業廃棄物協会としても、産業廃棄物の処理を担う団体として、秋田県における産業廃棄物適正処理をリードし、技術の研鑽並びに、県民からの信頼を図っていきたくと考えておりますので、今後とも、ご協力とご支援をいただけますようお願い申し上げます。

あいさつの最後に私事で恐縮ですが、1月には、環境大臣表彰祝賀会を開催していただき、たくさんの方からお祝いをいただきましたことをこの場をお借りして感謝申し上げます。

この一年が、会員の皆様にとって素晴らしい年になりますことをお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 年頭のごあいさつ

秋田県知事 佐竹 敬久

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、「第53回献血運動推進全国大会」や第30回全国健康福祉祭「ねんりんピック秋田2017」が開催されたほか、サッカーJ3の「ブラウブリッツ秋田」が見事リーグ初優勝を果たすなど、明るい話題があった一方、7月、8月と続いた記録的な大雨により大規模な災害が発生した年でもありました。

我が国では、依然として地方から首都圏への人口流出が続き、市場規模の縮小による地域経済の減退につながるなど、人口減少による様々な影響が顕在化してきております。

こうした中、本県の人口は、昨年戦後初めて100万人の大台を割り込みました。これまで、本県においては、成長産業の育成や農業の複合型生産構造への転換、移住の促進など、人口減少への対応と秋田の創生に向けた取組の充実・強化を図ってきたところであり、一定の成果が現れてきているものの、女性や若者に魅力のある仕事の創出や、少子化対策など人口減少に歯止めをかける取組については、道半ばの状況にあり、今後ますます力を入れていく必要があります。

こうしたことから、本年4月からスタートする「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」においては、人口減少の克服を最重要課題と位置づけ、人口減少の抑制を目指す「攻め」と、人口減少下にあっても県民の安全・安心な生活を維持する「守り」の両面から、取組を進めていくことにしております。

「攻め」の主な取組としては、県外に進学した学生等への県内就職支援体制等の強化により首都圏から本県への人の流れをつくるとともに、少子化対策の充実・強化を図ることにより、県内定着・回帰から、結婚、出産、子育てまでを、総合的に支援してまいります。

一方、「守り」の主な取組としては、買い物や地域交通、安否確認等の生活課題に対応した住民の共助を推進し、県民が生き生きと暮らす環境づくりに取り組んでまいります。

また、「攻め」と「守り」の取組の推進に当たっては、第4次産業革命の進展による人工知能やIoTなどの最新のイノベーションを積極的に取り込み、未来投資型の施策を幅広く展開し、県民の皆様とともに元気な秋田を創り上げたいと考えております。

本年は、9月から11月までの間、JR東日本との連携のもと大型観光キャンペーンを実施するほか、多くの大型クルーズ船の寄港も予定されております。秋田ならではの魅力の発信や、県民の皆様と一体となったまごころを込めたおもてなしにより、戌年の2018年、秋田犬の里の本県に、国内外から昨年以上に多くのお客様をお迎えしたいと考えております。

結びに、新しい年が皆様にとって希望に満ちた飛躍の年となりますようご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。



## 新年のご挨拶

秋田市長 穂積 志

あけましておめでとうございます。

秋田県産業廃棄物協会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。また、日頃より市政の推進に特段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、ユネスコの無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」に登録された秋田市、鹿角市、仙北市の3つの行事が一堂に会した「これが秋田だ！食と芸能大祭典」や、県内17市町村を会場に全国各地から約1万人の選手・監督が参加された「ねんりんピック2017」などのイベントがありました。

また、昨年7月には、「ものづくり、ひとづくり、まちづくりの創造拠点」となる「秋田市新屋ガラス工房」もオープンいたしました。内部は随所に木のぬくもりが感じられ、外観も切妻屋根や杉板張りを採用するなど、新屋地区の歴史的な町家に溶け込む建物となっており、今後、この施設がガラス工芸などのものづくりと地域交流の拠点として活用され、住民主体のまちづくりが一層進むことを期待しているところであります。このガラス工房には、秋田公立美術大学の小牟禮教授が再現した、制作不可能と言われた幻の「風にそよぐワイングラス」も公開展示しておりますので、皆様にもぜひ一度足をお運びいただければと思います。

さらに、平成19年に国の名勝に指定され、東北地方屈指の大名庭園として知られている「如斯亭庭園」も約3年に及ぶ修復整備を終え、昨年10月に一般公開を迎えることができました。時を越えて、いにしへの姿がよみがえった、秋田藩主も眺めた美しい庭園に多くの方にご来園いただいております。

一方、本市の地球温暖化対策に目を向けますと、住宅用太陽光発電システムや木質ペレットストーブ等の設置に対する補助をはじめ、再生可能エネルギーの積極的な導入を図っており、誘致企業が生産したペレットを、複数の市有施設でボイラー燃料に使用するなど、エネルギーの地産地消による地域経済の活性化にも鋭意取り組んでおります。

民間事業者においても、木質バイオマス発電施設や海岸部を中心とした風力発電など、地球温暖化防止に貢献する取組が増えてきておりますが、本市でも、このような民間事業者と連携しながら、発電施設の見学ができる「あきた次世代エネルギーパーク事業」を実施しているところであり、今後とも再生可能エネルギーの普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

「人にも地球にもやさしいあきた」、そして環境立市の実現を目指して、より良い生活環境の保全に努めてまいりますので、引き続き、皆様からのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様の更なるご活躍を祈念し、新年の挨拶といたします。



## 平成30年年頭所感

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

会長 石井 邦夫

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は、当連合会の諸事業に皆様の多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、廃棄物処理法の5年ごとの点検・見直しが行われ、6月に改正法が成立した年でありました。この法改正の動きに合わせて当連合会は、産業廃棄物処理業の振興と規制の合理化の観点で、平成27年度の約1年間をかけて同法とその運用等について議論を重ね、この成果を意見書の形に取りまとめ、一昨年3月末に環境省へ提出しました。その後、中央環境審議会に設置された廃棄物処理制度専門委員会に委員を派遣するなど、業界要望の実現に向けて関係方面へ働きかけてきたところです。

当連合会の要望事項の多くは、法律の運用面や地方公共団体による規制に対して見直しを求めるものであり、その意味では、むしろこれからが本番と言っても過言ではありません。いくつか取り上げますと、法律の運用面では、例えば、市町村において適正処理が困難とされる一般廃棄物の廃農薬・廃薬品類等や残置物の対策があります。地方公共団体による規制の見直しについては、都道府県や排出事業者、処理業者等の関係者が意見交換を行う場の設定を環境省に求めています。一方、法律の本体につきましても、欠格要件の見直しを議論するための専門家による検討会の設置を提案しています。その他、優良認定制度や再生利用指定制度の拡充等の多くの課題がございます。

これらの要望事項は、中央環境審議会が昨年2月に環境大臣に提出した意見具申において、今後の廃棄物処理制度の見直しの課題として取り上げられています。当連合会は、実効性のある意見具申の内容の実施を求めて参ります。

この廃棄物処理法の改正と並行する形で、本業界の振興策を検討するためのタスクフォースを設置し、約3年間にわたり振興法等の立法化を目指して議論を進めてきました。この成果として、昨年11月に「資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案（仮称）大綱」を取りまとめ公表しました。当連合会は、廃棄物処理法制定50周年の節目に当たる2020年の法制化を目指す所存でございます。

また、人材育成も大きな課題です。当連合会では初の検定試験となる「廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）」を、本年2月に全国5会場で開催します。この他、従業員の能力開発等の人材育成方策、さらには資格制度の創設等についても引き続き検討していきます。

さらに、労働安全衛生の向上を目的とした当連合会の3ヵ年計画や2030年度低炭素目標の達成に向けた実行計画の着実な実施など、「環境を守り、産業を支える」資源循環の産業として多様な課題に取り組み、本業界が国民の皆様の一層のご理解と信頼を得ることができるよう、なお一層努めて参る所存でございます。皆様のご指導・ご鞭撻を頂戴できれば幸に存じます。

最後になりますが、この1年が皆様にとりまして、すばらしい年でありますようお祈り致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 謹賀新年



一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会  
会 員 一 同  
(189社 平成29年12月現在)

## ○ 鹿角市

(株)コステー鹿角

(株)米村組

(株)田口産業

(株)柳沢建設

(有)ランドハウス日総

(有)かづのクリーンサービス

(有)ホクセイ

八重樫建設(株)

鹿角衛生協業組合

(有)セイキ

北上石灰(株)

丸佐運送(資)

鹿角アスコン協同組合

(有)ツカサ

(有)ツツキ商会

## ○ 小坂町

小坂通運(株)

グリーンフィル小坂(株)

小坂製錬(株)

エコシステム小坂(株)

(株)現代

## ○ 大館市

(株)タイセイ

(株)大森土木

茨城クリーン(有)大館支店

東北ビル管財(株)

(有)佐々木商店

(資)近江商店

(株)エコリサイクル

エコシステム秋田(株)

DOWA 通運(株)秋田支社大館営業所

大館広域清掃(株)

エコシステムジャパン(株)秋田営業所

松橋商店

(有)タキグチ

北秋容器(株)

エコシステム花岡(株)

佐藤建設(株)

花岡土建(株)

(有)山田工業

(有)吉田興業

(株)エコリサイクル KATAOKA

## ○ 北秋田市

(有)丸栄建設

朝日建設(株)

(株)芳賀工務店

(株)合川環境

(有)ビルド・ミヤノ

(株)佐藤庫組

(株)タクト

## ○ 能代市

(株)能代清掃センター

能代運輸(株)

中田建設(株)

(株)今野興業

(株)ダイニチ

(株)能代資源

畑クリーンサービス(株)

(有)宮腰商事

米代トラック(株)

秋田エコプラッシュ(株)

## ○ 三種町

三種開発(有)

成田建設(株)

田中建設(株)

## お祝いの言葉

### ○ 秋田市

(企)秋田北部清掃興業	秋田協同清掃(株)	(株)東産商
(株)田村建設	(有)M・R・S・c.o.	(有)高島興業
(株)山二	山岡工業(株)	豊興産(株)
(株)北日本ウェスターン商事	(有)秋田環境保全	(有)太平
(有)池孝建設	(株)阪東商店	(有)奥野商店
(株)秋田鉄機	(株)東総	大洋ビル管理(株)
(株)協和商事	(有)加藤四郎商店	山元建設(株)
エス・ユー開発(株)	(株)加賀屋組	(株)浜田建設
中央商建(有)	(株)英明工務店	オークス(株)
(株)三勇建設	(株)河辺清掃社	嶋田建材
メタル化工センター	カイテン(株)	(株)青南商事秋田支店
(株)鈴兼工務店	(株)東北ビルカンリ・システムズ	東北興産(株)秋田営業所
(株)東環	(株)東北エコシステムズ	日本通運(株)秋田支店
(株)伊太土木	(株)アーバック	(株)ストーン
(有)清水産業	(株)セイフコ秋田支店	(株)工藤興業
工藤建設(株)	(株)ハンエイ	(株)石黒建設工業
(株)秋田エスエス商運	(株)ミライト	(株)リーテックス
(株)ナチュラルエナジージャパン		

### 【賛助会員】

東日本コンクリート建機(株)秋田営業所 (株)秋田県分析化学センター (株)ブラウブリッツ秋田

### ○ 男鹿市

男鹿清掃興業(株)	(株)清水組	(株)男鹿テクノ
(有)原田興業	高橋産業(有)	(有)小野建材

### ○ 潟上市

ユナイテッド計画(株)	秋田瀝青建設(株)	(有)日製産業
(有)コレクト	藤原工業(株)	(有)佐藤産業

### ○ 井川町

門間工業(有)

### ○ 大潟村

鹿島道路(株)大潟合材製造所

- 由利本荘市
 

(株)昭和興業	(株)さいせい	(有)ダスト・クリーン
(有)鈴木土建	(有)大沢建設本荘由利産廃処理センター	(株)大滝
(有)本荘クリーンセンター	(株)サトウ重機	(有)本荘浜砂利店
  
- にかほ市
 

佐藤化学工業(株)	(株)三共サービス	三衛クリーンサービス(株)
-----------	-----------	---------------
  
- 大仙市
 

(株)サイテクト	(株)秋田県南重機	(有)大清重機
(株)小笠原組	高三建設(株)	(有)久栄社
高吉建設(株)	(有)太陽環境保全	武藤清掃
(有)丸橋産業	(資)大成	(株)木村土木
加藤産業(株)	(有)仙北建設	(有)広大産業
  
- 美郷町
 

(株)マルコ産業	はりま建設(株)	(株)企業さきがけ
(有)齊景産業		
  
- 仙北市
 

(有)千秋恒産	万六建設(株)	(株)畠山建設工業
(有)鈴建興業		
  
- 横手市
 

(株)羽後環境	(有)横手清掃興業	(株)宮川工業
(株)ミタケ	(株)吉田建設	五十嵐建設(株)
(株)大屋産業	(有)横手クリーンセンター	(株)高善
(有)西部環境保全	ヨコウン(株)	(有)平鹿清掃興業
(株)山本産業	(有)横手環境管理サービス	渡部工業(有)
(有)川津商事	(株)アドバンス環境	(資)大森産業
  
- 湯沢市
 

(株)松田	(株)ささき	(株)湯沢クリーンセンター
(有)フジヤマクリーン	京葉アドバンス物流(株)	(株)出羽運輸
  
- 羽後町
 

(有)クリーンカンパニー		
--------------	--	--

## 行政機関等からのお知らせ

平成29年に、行政機関等から周知依頼等あったものから、主なものを掲載します。

### <秋田県生活環境部から>

#### 【水銀を含む廃棄物の取り扱いについて】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）の一部が平成29年10月1日に施行され、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に係る処理基準や保管基準などがあらたに追加されました。

水銀を含む廃棄物を取り扱う際には、各種基準を遵守するほか、安全面においても十分留意のうえ、適正な処理をお願いします。

（2017.09.13 協会ホームページ掲載 本誌の協会からのお知らせ欄にチラシを掲載）

#### 【廃棄物処理法等の改正について】

平成29年3月10日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、同年6月16日に公布されました。主な改正点は、（1）廃棄物の不適正処理への対応強化、（2）有害使用済機器の適正保管等の義務付け、（3）親子会社間における自ら処理の拡大となっており、一部を除き平成30年4月1日の施行が見込まれています。

詳細については、今後公布される政省令等により示されることとなるため、県では、引き続き情報の提供に努めてまいります。

（2017.09.07 協会ホームページ掲載

本誌の協会からのお知らせ欄に環境省報道発表資料を掲載）

#### 【秋田県環境保全センターについて】

環境保全センターにおいて現在供用中であるD区処分場I期区画については、平成31年度末での埋立終了が見込まれているところであり、今年度より、平成32年度の供用開始を目指した次期区画の造成工事に着手しています。

工事の実施にあたっては、周辺環境及び安全面に十分配慮することとしておりますが、協会員の皆様には、工事期間中におけるご理解とご協力を頂けますようお願いするとともに、引き続き、環境保全センターの適正な利用をお願いいたします。

## 【電子マニフェストの普及促進について】

電子マニフェストは、情報管理の合理化のほか、法令遵守や透明性の確保が図られ、適正処理の推進につながることから、全国で普及促進の取り組みが行われているほか、今年度の法改正により一部での使用の義務化がされることが決まっています。

全国での電子化率が平成 28 年度末に 47.5%となる一方、秋田県での利用状況は全国でも下位の状況が続いています。

県では、電子マニフェストの一層の普及促進を目指した取り組みを今後も実施していくこととしておりますので、協会の皆様におかれましても、積極的な利用をお願いいたします。

## 【PCB 廃棄物等の処理の推進について】

ポリ塩化ビフェニル（以下、PCB）廃棄物については、期限内の処理完了に向け全国で処理が進められています。

秋田県では、これまで把握できていない PCB 廃棄物及び使用製品の保有状況等について掘り起こし調査を実施するなど、計画的な処理の実施に向けた取り組みを推進しています。

## ＜東北運輸局秋田運輸支局から＞

### 【「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組について】

（平成 29 年 4 月 21 日付け秋運整第 41 号の 8 支局長依頼（抜粋））

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に該当検査等あらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、依然として、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準に適合していても車検後に部品の取付けや取外しをする不正改造や検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況であります。また、本年 2 月 15 日に京都府警において、速度抑制装置の改変を行う部品を販売した被疑者を同装置の不正改造ほう助の容疑で逮捕するという事案も発生しているところです。

このような状況を鑑み、平成 29 年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしております。

## 公益社団法人全国産業廃棄物連合会第7回定時総会

公益社団法人全国産業廃棄物連合会第7回定時総会が下記の通り開催され、当協会から山岡会長をはじめ6名が出席いたしました。

議事終了後の表彰式において、当協会からは地方功労者表彰者1名、優良従事者2名が受賞されました。

- 1 開催日時 平成29年6月16日（金）
- 2 場 所 明治記念館（東京都港区元赤坂）

### 【議事】

- 第1号議案 平成28年度事業報告並びに  
平成28年度決算案承認の件  
平成28年度監査報告

以上議案については、原案どおり承認されました。

### 報告事項

- 1 平成29年度事業計画に関する件
- 2 平成29年度収支予算に関する件

### 【表彰式】

秋田県産業廃棄物協会受賞者

#### 地方功労者表彰

八重樫建設株式会社  
代表取締役 八重樫 學 様

#### 優良従事者表彰

エコシステム秋田株式会社  
和田 節雄 様  
株式会社 松田  
佐々木美千代 様

### 【記念講演】

「出来る社員」を育てる原則 ―考え方一つで社員は変わる―  
(元)イトーヨーカ堂執行役員衣料事業部長 片山裕介 氏



全国の地方功労者を代表して八重樫學様が受領



和田節雄様 佐々木美千代様 山岡会長 八重樫學様

## 第16回産業廃棄物と環境を考える全国大会

廃棄物関連3団体（(公社)全国産業廃棄物連合会、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団）の主催による「第16回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が高知市で開催され、当協会からは、山岡会長と事務局が出席いたしました。

- 1 開催日時 平成29年11月17日
- 2 場 所 三翠園
- 3 出席者 550名
- 4 大会プログラム
  - (1) 開会
  - (2) 環境大臣表彰式典  
24名の方が環境大臣表彰を受賞  
(秋田県から受賞なし)
  - (3) 基調講演  
「産業廃棄物処理業の振興方策について」  
講師：細田 衛士 氏（慶應義塾大学経済学部教授）
  - (4) 労働安全衛生セッション
    - ①労働安全衛生標語表彰式
    - ②講演・事例発表会  
講演：「産業廃棄物処理業における労働大害防止対策について」  
島本和明氏（高知労働局労働基準部健康安全課長）  
事例発表：「労働災害防止の取り組み事例」  
田村慎治氏（田中石灰工業(株)環境開発事業部第一事業部執行役員部長）  
コーディネーター  
長谷川滋 氏（全国産業廃棄物連合会安全衛生委員会委員）



## 産業廃棄物処理業許可申請講習会等

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の「産業廃棄物処理許可申請等に関する講習会」収集運搬課程（新規）、収集運搬課程（更新）、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会をそれぞれ1回開催いたしました。

また、「産業廃棄物処理実務者研修会基礎コース」を当協会の主催で開催し、委託契約、マニフェスト、帳簿等の産業廃棄物の基礎知識を研修いたしました。

### 【 収集運搬課程（新規） 】

- 1 開催日時 平成29年10月11日（水）12日（木）  
9：30～17：00
- 2 会場 秋田県社会福祉会館
- 3 受講者数 67名
- 4 講習内容
  - (1) 概要説明 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
教育研修部 参与 金子昌一郎
  - (2) 行政概論 秋田市環境部廃棄物対策課  
技師 大淵啓矢
  - (3) 環境概論 東京農業大学大学院環境共生学専攻  
客員教授 熊江 隆
  - (4) 安全衛生 中央労働災害防止協会  
主任技術員 渋谷紀宏
  - (5) 業務管理 (一社)秋田県産業廃棄物協会  
事務局長 石郷岡晋
  - (6) 収集・運搬 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
講師 藤波 博
  - (7) 修了試験



### 【 収集運搬課程（更新） 】

- 1 開催日時 平成29年9月21日（木）  
9：30～17：00
- 2 会場 秋田県社会福祉会館
- 3 受講者数 145名
- 4 講習内容
  - (1) 概要説明 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
教育研修部 参与 北田博雄
  - (2) 行政概論 秋田県生活環境部環境整備課  
技師 宇賀神卓
  - (3) 収集・運搬 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
講師 鎌田啓一
  - (4) 修了試験



### 【 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 】

- 1 日 時 平成29年9月20日(水)  
9:30~17:00
- 2 会 場 秋田県社会福祉会館
- 3 受講者数 115名
- 4 講習内容
  - (1)概要説明 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
教育研修部 参与 北田博雄
  - (2)行政概論 秋田県生活環境部環境整備課  
技師 鈴木大志
  - (3)処理と管理 秋田県生活環境部環境整備課  
技師 鈴木大志
  - (4)修了試験



### 【 産業廃棄物処理実務者研修会 基礎コース 】

- 1 日 時 平成29年12月4日(月)  
10:00~16:30
- 2 会 場 秋田県社会福祉会館
- 3 受講者数 97名
- 4 講習内容
  - (1)開会挨拶 (一社)秋田県産業廃棄物協会  
事務局長 石郷岡晋
  - (2)概要説明 (一社)秋田県産業廃棄物協会  
主任 伊藤裕美
  - (3)産業廃棄物処理の基礎  
(公社)全国産業廃棄物連合会  
実務研修会講師 石郷岡晋
  - (4)委託処理と委託契約  
(公社)全国産業廃棄物連合会  
実務研修会講師 石塚伸一
  - (5)産業廃棄物管理票帳簿  
(公社)全国産業廃棄物連合会  
実務研修会講師 石塚伸一



## 一般社団法人秋田県産業廃棄物協会第6回通常総会

平成29年6月2日（金）、ホテルメトロポリタン秋田にて、第6回通常総会を開催いたしました。

山岡会長の挨拶に続き、来賓紹介を行い、秋田県生活環境部次長菅沼和也様、秋田県警察本部生活安全部参事官兼生活環境課長加藤伸一様、秋田市環境部長中島修様の3名からご祝辞を賜り、その後、会員企業の従事者として模範となる者等の表彰を行いました。

議事では、出席正会員数が152名（本人出席63名、委任状出席87名）で過半数を超えている報告の後、平成28年度事業報告・財務諸表承認の件、役員補充選任の件、平成29年度事業計画及び収支予算報告の件の3議案を上程し、いずれも原案どおり承認されました。

総会終了後、来賓、表彰者の方々と交えて、交流会を開催いたしました。

### 【第6回通常総会の概要】

- 1 開会
- 2 会長挨拶  
一般社団法人秋田県産業廃棄物協会 会長 山岡 緑三郎
- 3 来賓紹介  
秋田県生活環境部 部長 菅沼 和也 氏  
秋田県生活環境部環境整備課 課長 川村 之聡 氏  
秋田県警察本部生活安全部参事官兼生活環境課長 加藤 伸一 氏  
秋田市環境部 部長 中島 修 氏  
秋田市環境部廃棄物対策課 課長 滝沢 厚 氏  
NPO 法人環境あきた県民フォーラム 理事長 佐藤 充 氏  
NPO 法人環境あきた県民フォーラム 事務局長 菅 雅春 氏
- 4 来賓挨拶  
秋田県生活環境部 部長 菅沼 和也 氏  
秋田県警察本部生活安全部参事官兼生活環境課長 加藤 伸一 氏  
秋田市環境部 部長 中島 修 氏
- 5 祝電披露
- 6 表彰
- 7 議長選出
- 8 議事録署名人選出
- 9 議事  
議案第1号 平成28年度事業報告及び財務諸表承認の件  
議案第2号 役員補充選任の件  
議案第3号 平成29年度事業計画及び収支予算報告の件
- 10 その他 新規会員の紹介
- 11 閉会



総会の模様



山岡会長の開会あいさつ



来賓の皆様



菅沼和也様



加藤伸一様



中島修様

### 【平成29年度秋田県産業廃棄物協会会長表彰】

優良従事者表彰	花岡土建株式会社	佐藤 敏則 様
	エコシステム秋田株式会社	武田 正人 様
	山岡工業株式会社	加藤 次夫 様
	ユナイテッド計画株式会社	高橋 敏彦 様

協会事務局永年勤続表彰	伊藤 裕美 様
-------------	---------





【 研修・広報委員会 】

- 1 開催日・場所 平成29年11月30日(木) 郵送等による協議  
 2 議 題 (1) 1月の研修会内容について

【 適正処理委員会 】

- 1 開催日・場所 平成29年8月9日(水) 郵送による協議  
 2 議 題 (1) 優良事業所視察研修について

平成29年度役員及び委員会委員

役員	( ) は所属委員会 ◎委員長○副委員長	委員会支部委員
会 長	山岡緑三郎 山岡工業(株)	<総務委員>
副会長	後藤 薫 (株)羽後環境 (○総務)	成田 陽道 (有)かづのクリーンサービス
副会長	吉田 隆 エコシステム秋田(株) (適正処理)	工藤 威光 (株)エコリサイクルKATAOKA
理 事	八重樫 學 八重樫建設(株) (適正処理)	戸井田喜美雄 (株)河辺清掃社
〃	豊口 裕 鹿角衛生(業) (総務)	松川 一浩 秋田協同清掃(株)
〃	山内 勝 (有)丸栄建設 (○研修広報)	高橋 祥亨 高三建設(株)
〃	山脇 精悦 (株)タイセイ (研修広報)	土谷 久男 (株)アドバンス環境
〃	大塚 勝栄 (株)能代清掃センター (総務)	
〃	中田 範彦 中田建設(株) (研修広報)	<研修広報委員>
〃	粂山 一人 男鹿清掃興業(株) (◎研修広報)	笹村 邦夫 花岡土建(株)
〃	平野 久貴 ユナイテッド計画(株) (◎適正処理)	谷口 浩治 (株)エコリサイクル
〃	石黒 望 豊興産(株) (◎総務)	加賀屋賢二 (株)加賀屋組
〃	田村 典美 (株)田村建設 (適正処理)	児玉 弘 エス・ユー開発(株)
〃	高島 慶美 (有)高島興業	藤山 詩朗 (有)フジヤマクリーン
〃	堀 茂 (株)さいせい (○適正処理)	鈴木 長武 (有)横手クリーンセンター
〃	遠藤 直 三衛クリーンサービス(株) (総務)	
〃	木村 勝幸 (株)木村土木 (適正処理)	<適正処理委員※>
〃	寺田 誠 (株)企業さきがけ (研修広報)	小林 郷司 朝日建設(株)
〃	菅原 良一 (株)松田 (総務)	五十嵐弘悦 東北ビル管財(株)
〃	上田 卓巳 (有)西部環境保全 (研修広報)	高崎 秀雄 (株)阪東商店
監 事	高橋 亘 (株)マルコ産業	相原 博元 (株)浜田建設
〃	内村 和人 大洋ビル管理(株)	黒山 誠 加藤産業(株)
相談役	長崎 雄二 企業組合秋田北部清掃興業	吉田 博行 (株)吉田建設

## 協定に基づく大仙市の災害廃棄物処理について

平成 29 年 7 月 22 日から 23 日にかけて、秋田県内は記録的な豪雨に襲われ、秋田市や県南部を中心に住宅などが浸水し、泥水をかぶった家具や畳などの災害廃棄物が大量に発生しました。

7 月 26 日に秋田県から協会に、大仙市で発生した災害廃棄物の処理について「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき協力要請を行うので備えるよう第一報が入り、それ以後、役員等による対応検討、協力可能人員・資機材の調査等を経て、木村県南支部長（榎木村土木）を中心となり、主に大曲地区会員により、大仙市で発生した災害廃棄物処理を行い、無事、業務を完遂いたしました。

### 【業務開始から完了までの主な日行程】

- 7 月 26 日：県からの第一報により「協定に基づく協力要請」対応始動
- 28 日：役員らが緊急に集まり対応協議
- 29 日：大仙市担当者と現地調査及び処理依頼内容等の確認・協議
- 8 月 1・3 日：大仙地区会員に協力可能人員・資機材を調査・調整
- 8 月 4 日：大仙市西仙北仮置場及び協和仮置場から災害廃棄物の搬出開始
- 9 月 6 日：搬出完了検査（仮置場の搬出完了を市担当者と確認）
- 9 月 11 日：運搬等委託業務調整会議（協力会員へ業務完了等を報告）

### 【運搬・分別作業等協力会員】

- (株) 木村土木 (株) サイテクト
- (有) 大清重機 (株) 小笠原組
- 高三建設 (株) (有) 久栄社
- 高吉建設 (株) (有) 太陽環境保全
- (有) 丸橋産業 (有) 仙北建設
- (有) 広大産業 (株) マルコ産業
- (株) 企業さきがけ 万六建設 (株)
- (株) 島山建設工業
- DOWA 通運 (株) 大館営業所



西仙北仮置場



### 【処分等協力会員】

- (有) 太陽環境保全
- (株) 羽後環境
- エコシステム秋田 (株)



協和仮置場



大仙美郷クリーンセンター

## 秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会

廃棄物の不法投棄など不適正処理を防止するとともに、迅速かつ的確な対応により環境保全を図るため、関係機関による「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」が平成 6 年度に県により設置され、当協会も構成機関として参画しております。

平成 29 年 5 月 23 日に協議会が開催され、当協会からは、平成 28 年度の協会のクリーンアップ活動について報告いたしました。

### 〔協議会構成機関〕

秋田県生活環境部環境整備課、秋田市環境部廃棄物対策課、秋田都市清掃協議会、秋田県警察本部生活安全部生活環境課、秋田県警察本部刑事部組織犯罪対策課、秋田海上保安部警備救難課、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

### 【協議会】

- 1 開催日時 平成 29 年 5 月 23 日（火） 午後 3 時～
- 2 開催場所 秋田地方総合庁舎 第 605 会議室
- 3 出席者 協議会構成機関
- 4 協議事項
  - (1) 廃棄物の不適正処理・不法投棄事案等に対する取組(指導取締)状況について
  - (2) 平成 29 年度スカイパトロールの実施要領(案)について
  - (3) その他(情報交換など)

不適正処理・不法投棄の現状（県環境整備課資料）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
不法投棄発見箇所数	158	152	144	116	104	92	72
うち産業廃棄物	12	10	7	12	10	4	6

(注) 秋田県不法投棄監視員が発見したもの

### 【スカイパトロール】

廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」の構成機関及び関係市町村が協力してヘリコプターによるスカイパトロールを実施しており、平成 29 年度は、9 月 5 日に県防災ヘリと県警ヘリで監視を行いました。



## 山岡緑三郎氏 環境大臣表彰 受賞祝賀会

平成29年1月20日ホテルメトロポリタン秋田において、山岡緑三郎会長の環境大臣表彰受賞祝賀会を開催いたしました。

- 1 開催日時 平成29年1月20日（金）
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 参加者 98名
- 4 次 第
  - (1) 開 会
  - (2) あいさつ 後藤副会長
  - (3) 祝辞 秋田県（生活環境部長）  
秋田市（秋田市長夫人）



- (4) 記念品贈呈
- (5) 山岡会長謝辞
- (6) 来賓紹介 秋田市長夫人

(鏡開き) 秋田県生活環境部

秋田市環境部

副理事兼廃棄物対策課長

NPO 環境あきた県民フォーラム理事長

事務局長

暴力団壊滅秋田県民会議

穂積広子 様  
田中昌子 様  
高橋行文 様  
川村之聡 様  
中島 修 様  
池端強志 様  
佐々木琢宏様  
佐藤 充 様  
菅 雅春 様  
近藤貞夫 様

- (7) 乾杯
- (8) 万歳三唱
- (9) 閉会



## 会 員 研 修 会

### 【1月 研修会】

平成29年1月20日ホテルメトロポリタン秋田にて、研修会を開催いたしました。

公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の専務理事近藤貞夫様に講師をお願いし、産業廃棄物処理業における暴力団対策について、御講義をいただきました。

- 1 開催日時 平成29年1月20日(金)
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 参加者 75名
- 4 研修内容

「暴力団の現状と反社会勢力との関係遮断 ～暴力団に対する基本的対応要領～」  
 講師 公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議 専務理事 近藤貞夫 氏



### 【6月 研修会】

平成29年6月2日ホテルメトロポリタン秋田にて、通常総会に合わせて研修会を開催いたしました。

コベルコ建機の柴田様から労働災害防止に関する御講義をいただきました。

廃棄物業界は他の産業と比べ、労働災害が起りやすいと言われており、秋田県協会においても「労働災害防止計画」を策定し、取組を進めており、興味深く拝聴させていただきました。

- 1 開催日時 平成29年6月2日(金)
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 参加者 105名
- 4 研修内容

「リーダーが押さえるべき安全管理のポイント」 ～産業廃棄物処理業において  
 おる労働災害を起こさないための安全は職場づくりを学ぶ～  
 講師 コベルコ建機株式会社 マーケティング事業本部 ショバル営業本部  
 営業促進部 環境マーケティンググループ 柴田昂 氏



## 優良事業所視察研修

平成 29 年 11 月 1 日に岩手県奥州市の「いわてクリーンセンター」と、一関市の「ニッコー・ファインメック(株)」の 2 施設を研修し、翌日には、宮城・岩手の東日本大震災の復興状況を視察いたしました。

いわてクリーンセンターは、秋田県で言えば、協和の環境保全センターと同じ公共関与型の最終処分場です。平成 28 年度の種類別受入量は、石膏ボードが 55.3%、無機性汚泥 17.5% 燃え殻 16.9% となっており、しかも、この処分場が、地域の民間処理業者の受入れしていない産業廃棄物を受け入れるといった、受入れ制限を行っていることをお聞きし、大変参考となりました。

ニッコー・ファインメックでは、電子機器・小型家電の手分別・機械分別の状況や、金属類とプラスチック類を自動選別するドイツ製装置による選別など、最新かつ先進的なリサイクル施設・技術を視察し、参加者から商談の話が出るなど、実りある視察研修となりました。創業者である小野寺会長さんが手掛けた周辺整備は、地域の憩いの場として利用されており、地元との友好な関係を象徴する五重塔はとても印象的でした。

2 日目には、南三陸の復興の状況をボランティアガイドさんの案内のもと視察し、「防災対策庁舎」前で献花・合掌を行ってきました。



いわてクリーンセンター



ニッコー・フィンメック

参加者の皆さん、前日の懇親会の盛り上がりや嘘のように静粛に、ガイドさんのお話しに耳を傾けておりました。



## 親睦ゴルフ大会

レクリエーション活動として「親睦ゴルフ大会」を平成29年9月27日、秋田南CCで、青空の絶好のコンディションもと開催いたしました。

デビュー2戦目の方から、ゴルフ歴40年を超えるベテラン、年間ラウンド50回を超える強者まで、総勢20人が、年に1度の協会親睦ゴルフ大会で腕を競いました。

優勝争いは、上位4人の平均スコアがグロスで84とレベルの高い大会となりましたが、県北支部の山脇プロが、OUT41・IN44、トータル85で、県南支部の鈴木プロ、青年部会の靱山プロ、大ベテラン小笠原プロを押さえて、見事優勝し幕を閉じました。



- 1 開催日 平成29年9月27日(水)
- 2 会場 南秋田カントリークラブ
- 3 参加者 20名
- 4 成績
  - 優勝 山脇精悦(株タイセイ)
  - 準優勝 鈴木重夫(有广大産業)
  - 第3位 靱山祐也(男鹿清掃興業株)  
(4位以下は省略)
  - ニアピン賞 3番 堀茂(株さいせい)  
6番 田村典幸(株田村建設)  
15番 鈴木重夫  
17番 靱山祐也
  - ドラゴン賞 9番 佐藤紘三(佐藤化学工業株)  
13番 小笠原武男(株小笠原組)
  - ベスグロ賞 佐藤紘三
  - 平和賞 石黒学(株石黒建設工業)
  - 大波賞 遠藤直(三衛クリーンサービス株)
  - 長崎賞 山岡緑三郎(山岡工業株)

上から1組目から5組目



## 不法投棄未然防止啓発活動事業（クリーンアップ活動）

協会の大きな事業の1つである「産業廃棄物の不法投棄を防止する活動」を協会設立当初から毎年継続して実施しております。

平成4年度から平成8年度まではキャラバン隊を編成して全県市町村を巡回し、平成9年から18年度までは協会の独自事業として不法投棄物の撤去を行い、平成19年・20年度は県の事業「目指せ国体クリーンアップ」に参画しておりました。

平成21年度からは「不法投棄未然防止啓発活動等業務」を県から受託し、保健所単位で実施しているクリーンアップを通じた不法投棄未然防止活動について、重機等による投棄物の回収、処理施設への運搬・処分、広報等による活動成果のPRや不法投棄防止の啓発等を実施するとともに、各地区のクリーンアップ事業に協会会員がボランティア参加し、不法投棄物の撤去作業を行っております。

平成29年度の事業概要及び各地区の実施状況は次のとおりでありました。

### 【平成29年度の事業概要】（当協会の中間集計）

実施期間	平成29年9月～10月
実施箇所	24箇所（県北支部14 中央支部1 県南支部9）
参加人数	503名（うち産業廃棄物協会会員の参加人数169名）
撤去数量	廃家電2,960kg（90台（テレビ57 冷蔵庫11 洗濯機15 エアコン7）） 廃タイヤ等4,455kg（443本） 金属くず3,460kg 廃プラ等330kg 可燃ゴミ1,790kg 不燃ゴミ8,000kg 合計20,995kg

## 各地区の実施状況

### 【大館保健所管内（鹿角地区）】

実施日	10月5日
撤去箇所	2か所（鹿角市八幡袋字黒沢頭2）
参加人数	45名（国職員1、県職員17、市町職員6、警察署2、産業廃棄物協会19）
参加会員	12社 (株)コステー鹿角 (有)かづのクリーンサービス (株)米村組 (有)ホクセイ 鹿角アスコン協同組合 (株)柳沢建設 丸佐運送(資) 小坂通運(株) 小坂製錬(株) (株)現代 八重樫建設(株) 鹿角衛生協業組合



【大館保健所管内（大館地区）】

実施日 10月19日  
 撤去箇所 3か所（大館市林道赤沢線3）  
 参加人数 39名（国職員1、県職員13、市職員5、産業廃棄物協会20）  
 参加会員 12社  
 (株)タイセイ エコシステム花岡(株) エコシステム秋田(株) (株)エコリサイクル  
 (有)吉田興業 松橋商店 大館広域清掃(株) (株)大森土木  
 (株)エコリサイクル KATAOKA 東北ビル管財(株)  
 エコシステムジャパン(株)秋田営業所 (有)佐々木商店



【北秋田保健所管内】

実施日 10月5日  
 撤去箇所 6か所（北秋田市米内沢、桂瀬、阿仁吉田、中屋敷 上小阿仁村南沢2、）  
 参加人数 51名（住民9 県職員16、市職員4 産業廃棄物協会19）  
 参加会員 6社  
 (有)丸栄建設 (株)合川環境 朝日建設(株) (株)佐藤庫組 (株)芳賀工務店 (株)タクト



## 協会だより【県協会関係】

### 【能代保健所管内】

実施日 10月17日  
撤去箇所 3か所（三種町鶉川、能代市浅内、沼ノ上）  
参加人数 37名（住民7、県職員9、市町職員5 産業廃棄物協会16）  
参加会員 11社  
（株）能代清掃センター （株）能代資源 （有）宮腰商事 畑クリーンサービス（株）  
田中建設（株）（株）ダイニチ 三種開発（有） 秋田エコプラッシュ（株）  
米代トラック（株） 成田建設（株） 能代運輸（株）



### 【秋田中央保健所管内】

実施日 10月4日  
撤去箇所 1か所（大瀧村地内）  
参加人数 122名（住民18、建設業協会39、国職員2、県職員13、市町職員18、産廃協会32）  
参加会員 24社  
山岡工業（株）（株）リーテックス メタル化工センター 男鹿清掃興業（株）  
（有）高島興業（株）東北ビルカンリ・システムズ（株）田村建設（株）清水組  
エス・ユー開発（株）（有）秋田環境保全（株）東環（有）高橋産業 山元建設（株）  
（株）男鹿テクノ（株）鈴兼工務店（株）浜田建設 秋田瀝青建設（株）藤原工業（株）  
（株）青南商事（株）秋田県分析化学センター（株）工藤興業（有）小野建材  
（株）石黒建設工業 ユナイテッド計画（株）



【由利本荘保健所管内（由利本荘・にかほ）】

実施日 9月28日  
 撤去箇所 3か所（由利本荘市岩谷、水林、にかほ市畑）  
 参加人数 67名（住民10、国職員6、県職員18、市職員15、警察署員3、産廃協会15）  
 参加会員  
 （由利本荘地区） 5社  
 ㈱さいせい ㈱昭和興業 ㈲鈴木土建 ㈲本荘クリーンセンター  
 ㈲ダストクリーン  
 （にかほ地区） 3社  
 三衛クリーンサービス㈱ ㈱三共サービス 佐藤化学工業㈱



【大仙保健所管内】

実施日 10月4日  
 撤去箇所 1か所（大仙市土川）  
 参加人数 36名（住民5、県職員4、市職員6 警察署員1、産業廃棄物協会21）  
 参加会員 17社  
 ㈲久栄社 高三建設㈱ ㈲広大産業 ㈲千秋恒産 ㈱畠山建設工業  
 ㈲鈴建興業 万六建設㈱ ㈱小笠原組 ㈲太陽環境保全 武藤清掃  
 ㈲丸橋産業 加藤産業㈱ ㈱サイテクト 高吉建設㈱ ㈱マルコ産業  
 ㈱企業さきがけ ㈱木村土木



## 協会だより【県協会関係】

### 【横手保健所管内】

実施日 10月5日  
撤去箇所 4か所（横手市雄物川町、平鹿町、赤坂、十文字町）  
参加人員 60名（住民13、国職員1、県職員17、市職員11、警察署員2、産業廃棄物協会16）  
参加会員 12社  
（有）横手清掃興業（株）ミタケ（株）山本産業（有）西部環境保全 五十嵐建設（株）大屋産業（株）高善 ヨコウン（株）（株）吉田建設（有）横手環境管理サービス（株）羽後環境（株）アドバンス環境



### 【湯沢保健所管内】

実施日 10月18日、10月26日  
撤去箇所 3か所（湯沢市岩崎2、湯沢市山田）  
参加人員 48名（住民11、建設業協会5、県職員12、市職員6、警察署員2、産業廃棄物協会12）  
参加会員 5社  
（株）松田（有）フジヤマクリーン（株）出羽運輸（株）湯沢クリーンセンター（有）クリーンカンパニー



## 支部長あいさつ 2018年の抱負



県北支部長 山脇 精悦

新年明けましておめでとうございます。

会員皆様におかれましては、健やかに新春を迎えられ心からお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、記憶が新しいところで本協会賛助会員の、J3ブラウブリッツ秋田が鳥取市で行われたリーグ最終節のガイナレ鳥取戦に3対0で勝利しJ3参入から4季目で見事初優勝を飾り、協会員、県民に元気と感動を与えてくれたことは大変嬉しく思います。今後はJ2昇格の要件を満たすスタジアムの整備に向けた議論が進むことを期待します。

4月には、本県人口が100万人の大台を割り込みました。これは、昭和5年以来87年ぶりであり県内の人口減少は全国一のペースで進んでいて東北の中でも本県がもっとも少ない県になってしまいました。国立社会保障人口研究所は2040年に本県人口が70万人まで落ち込むと予想しておりますが県はこれを76万人に抑えることを目標に取り組んでいます。

また、本県にもかかわりのある北朝鮮情勢であります。昨年の9月3日に「水素爆弾の実験で完全に成功した」との声明を伝え6回目の核実験を実施、11月29日未明には新型の大陸間弾道弾(ICBM)を発射し15回目のミサイル発射となった。本県では、秋田 男鹿 潟上にかほ市などの沿岸に北朝鮮籍とみられる木造船の漂着が相次いでいて過去5年間では最多となり市民 県民の間には不安が広がっているのではないかと思いますし沿岸警備の監視の強化が望まれます。

産業廃棄物協会として各支部が行っております不法投棄廃棄物撤去活動は昨年も実施され県北支部は、能代山本地区 大館地区 北秋田地区 鹿角地区の4地区で行われ総参加者168名 内協会員が73名の参加を頂き無事事故もなく終える事ができました。ご協力をいただいた支部会員各社 行政の皆様 ボランティアの方々には心より感謝申し上げます。また、県北支部研修会には18社 25名の会員が出席し講師には、大館警察署 淡路浩警部補にネット犯罪についてお話し頂きました。終了後の交流会から石郷岡事務局長も参加し楽しい時間を過ごさせていただきました。

2018年の干支は戊戌(つちのえいぬ)にあたります。戊年は、様々な変化に果敢に対処し、無駄を省き、簡略化に努める意味があり、戌には「削る」「裁つ」という意味が含まれているそうです。このことから「戊戌」にあたる2018年は、成熟した物事から余分なものを取り除き、思い切った大整理をして簡素の美に徹する年と言えそうです。

最後になりますが、会員皆様のご活躍を祈念し新年のご挨拶といたします。



中央支部長 平野久貴

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年の秋田県産業廃棄物協会の視察研修旅行は岩手県の奥州市と一関市、そして宮城県  
の三陸を周り会員の見聞を深めた。一関では希少金属を回収しているニッコー・ファ  
インメック（株）の皆様にはとても良く対応して頂いた。また、三陸では震災の被害が  
大きかった沿岸部で住宅地は高台へと移り道路の高盛り土はピークを迎え今後は全体  
の盛り土へと移ろうとしていた。

あれから7年になろうとしている今、地元に残り頑張っている人、他の地で頑張っ  
ている人、それぞれ色んな思いがあるだろう。また、私たちができることは限られてい  
るが日本で開催されるオリンピックの年には復興の成果を世界に伝えたいものである。

国はなにかと地方創生を言葉にするが地方は人口減少に歯止めをかけれず手をこま  
ねいている。地方では特に社会減が大きな課題である。しかし、これらは戦後の歪なイ  
ンフラ整備により東京一局集中が招いたことは間違いのない事実である。インフラが先か  
産業振興が先かと鶏と卵の議論を良く耳にするがそんなことはどちらでも良い。都市、  
教育、医療などのインフラが充実したところに人が集まるのは自然の流れである。これ  
らは経済力に影響を与え圧倒的な力をつけ首都圏に人々を吸い寄せる。これからも大変  
革をしない限り変わることはないだろう。地域主権という言葉は過去のものとなった。  
地方創生は何処か。

我が秋田もまた社会減少に苦しめられているが県は社会減を半減させる野心的な目  
標を掲げた。これに対する評価は色々あると思うがネガティブな評価をしている暇はな  
い。実行あるのみである。失敗したり効果が低い場合にはすぐに軌道を修正して走り続  
けなければならない。できるまでやることである。県民一丸となってやることである。  
そのためには地元企業が経済力をつけることである。そして規模も可能な限り追求し、  
かつ持続可能な企業になることである。そのためには金融機関の協力はもちろん大胆な  
変革も必要である。金融機関も地元企業も変わるラストチャンスの時である。

秋田県及び地元企業は若者の成長を支援し、若者は秋田や地元企業に「生き甲斐や過  
ごしやすさ」を感じ、お互いにベクトルを共有し力を発揮できるようにしなければならない。

秋田県・地元企業にいれば自分の目標に向かって成長でき、自己実現のための努力が秋  
田県と地元企業の目標達成に貢献できる環境を整えなければならない。我が産業廃棄物  
協会会員企業もその一翼を担えるはずだ。秋田県の未来創造のために協会員の皆様と秋  
田が抱える課題を解決する産業廃棄物協会であり続けたい。



県南支部長 木村 勝幸

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

昨年は、我々の賛助会員でもございますプロサッカーチームのブラウブリッツ秋田がJ3リーグ優勝という輝かしい成績を残し、地域に明るい話題をもたらしてくれました。シーズン序盤から無敗記録を伸ばし、終盤には正念場を迎えるも最終試合で劇的な逆転優勝！と、これ以上ないくらいエキサイティングでドラマチックなスポーツの醍醐味を感じさせてくれたのではないかと思います。

少し前までは、プロスポーツといえば大企業の興行部門のひとつといったイメージで、地方で生活する我々にとっては、マスメディアを介して楽しむことが主体で、実際に観戦できる機会のごく限られた程度のものであったかと思います。それが今となつては地域のクラブチームとして興行しているものが多くなり、プロスポーツを生で観戦する機会が増え、地方マスメディアに登場することも多くなり、より身近な存在に感じる環境となりつつあります。いざ、現場に足を運んでみると臨場感を味わうことができますし、試合観戦以外にも選手たちとのふれあいやファンサービス企画、飲食ブース等たくさんの工夫がされており、老若男女が楽しむことができるホスピタリティにも感心させられます。

2020年東京オリンピックが開催されます。「お・も・て・な・し」などの流行語も記憶に新しいことかと思えます。もしかしたらこのことも相まってスポーツが注目されているのかもしれませんが、会場整備や費用の問題など一抹の不安も感じますが、やはりその裏にある期待感の大きさゆえの問題なのではないかと思うところもあります。自分自身、オリンピックに直接的にかかわる訳でもありませんし身近にそういった存在がある訳でもありませんが、やはり大きな関心事の一つと感じております。

経済の衰退、高齢化を伴う人口減少等、我々の生活基盤である地域にはなかなか厳しい現実があります。しかし、プロスポーツもオリンピックも前から存在したのではなく、少しのきっかけから動きだし、今となつては大きなムーブメントとなり、人々の心に期待感や高揚感を持たせてくれる存在となりました。

我々の日常に置き換えてみても大きなチャンスというのはそう多くはないのかもしれませんが、少しのきっかけならもしかしたら身近にあるのかもしれませんが。心の持ちよう一つで、疲弊していく社会観からエキサイティングでドラマチックな社会観へと変化することも、期待感や高揚感を見いだすことも決して不可能ではないと、この現状をみると思うところがあります。日々そうした少しのきっかけを大切にし、新たな年を明るいものにできるよう精進していきたいと思う次第です。

今年一年ご指導のほどよろしくお願いいたします。

## 第17回 あきたエコ&リサイクルフェスティバル

秋田の豊かな自然や省エネ・新エネ・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、おとなも子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として、県民、民間団体、NPO法人等と連携し、開催している「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」に参画しました。

### 【概要】

- 1 開催日時 平成29年10月7日（土）、8日（日）10:00～16:00
- 2 開催場所 秋田駅前アゴラ広場、買物広場大屋根下
- 3 主催 あきたエコ&リサイクルフェスティバル実行委員会  
 秋田県、秋田市、NPO法人環境あきた県民フォーラム、（一財）秋田鉱業会、（一社）秋田県産業廃棄物協会、（公社）食品容器環境美化協会、県内大学
- 4 来場者 約24,000人（7日 約10,000人、8日 約14,000人）
- 5 協賛企業・団体数 42
- 6 出展企業・団体数 44
- 7 開会コンセプト『賢く選べば、エコはもっとおもしろい!!』
- 8 主なステージイベント
  - ・1日目 環境大賞表彰式、すずきまどかサイエンスショー、ちえすお笑いライブ等
  - ・2日目 超神ネイガーショー、ケースケ&マサライブ、エコクッキング等



### 【産廃協会ブース出展】

平成29年10月7日（土）、8日（日）に秋田駅前アゴラ広場、買物広場大屋根下で開催され、当協会青年部が主体となり今年も出展しました。

当ブースでは、「廃棄物の不法投棄防止活動（クリーンアップ）のパネル展示」で協会の取り組みを紹介したほか、今回のエコフェス開催月が10月上旬ということもあり、平成25年から継続していたエアロバイク型発電機による「人力発電かき氷づくり」を取り止め、エコフェス開会コンセプトの「エコはもっとおもしろい!」と「運動の秋」を意識した「人力発電ガチャガチャ」で、大人も子供も楽しむことのできる～さんぱいくじ引き～を実施しました。



「自転車こいでガチャガチャ回し！景品当てて家族みんなで運動をしよう！」をテーマに、何が当たるかはあなたの運と体力しだい！ということで、景品を5種類準備。

- 1等 4本 (リユース) 折りたたみ自転車
- 2等 8本 キックボード
- 3等 12本 万歩計
- 4等 100本 コベルコ建機オリジナルグッズ
- 5等 300本 さんぱい軍手



合計424本の景品は、7日の雨天も影響してか「完売御礼」とはいきませんでした。参加者からは「毎年協会のブース目当てに来ています！次回も楽しみにしています。」との嬉しいコメントがよせられました。

### 【当選者の方々と記念撮影&ブースの様子】



当協会ブースの来場者は2日間で400人を超え、家族連れや学生など幅広い年齢の方がお立ち寄り下さいました。当日、ご来場下さった皆様、ありがとうございました。

今回で5回目となる産廃協会人力発電ブースですが、主催する県が行った来場者アンケートの「一番印象に残ったイベント・展示」で今年度も1位に選ばれ、5年連続のトップと高評価をいただいております。

秋田県産業廃棄物協会は、環境保全に貢献する団体として、今後とも環境教育活動に積極的に取り組んでまいります。

第17回あきたエコ&リサイクルフェスティバル 来場者アンケート結果



協会ブース来場者アンケート結果

(ブース来場者：476人 アンケート回答数：184人)

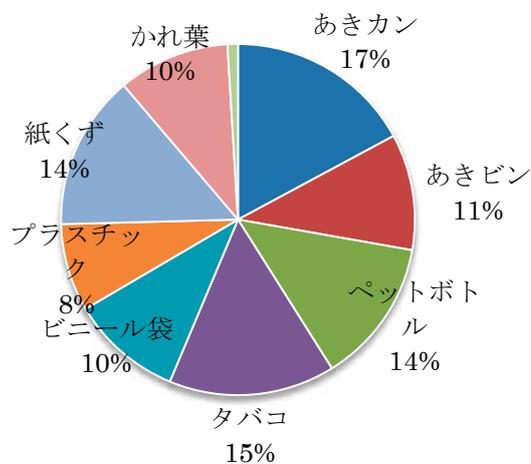
Q あなたはごみ拾いなど「クリーンアップ活動」をしたことがありますか？

- ・ある (125人)
- ・ない (59人)

上記で「ある」と答えた方。

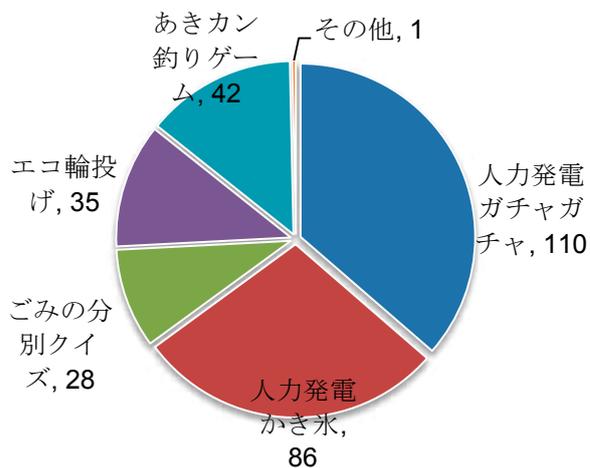
Q その時に拾ったごみは何でしたか？ (複数回答可)

- ・あきカン (72人)
- ・あきビン (45人)
- ・ペットボトル (56人)
- ・ビニール袋 (43人)
- ・タバコ (64人)
- ・プラスチック (34人)
- ・紙くず (60人)
- ・かれ葉 (43人)
- ・その他 (4人)



Q 来年このブースでやってもらいたいことは何ですか？ (複数回答可)

- ・人力発電ガチャガチャ (110人)
- ・人力発電かき氷 (86人)
- ・ごみの分別クイズ (28人)
- ・エコ輪投げ (35人)
- ・あきカン釣りゲーム (42人)
- ・その他 (1人)



青年部会長あいさつ 2018年の抱負



青年部会長 山岡 慎太郎

新年明けましておめでとうございます。

昨年より青年部会長を務めさせて頂く事になりました山岡工業㈱ 山岡慎太郎です。

まだまだ未熟なところが多い私ですが、事務局、青年部会員達の協力的サポート、そして親会会員の皆様の暖かいご厚情を頂き無事に事業活動できました。厚く御礼申し上げます。

昨年は全国産業廃棄物連合会青年部協議会 北海道・東北ブロックの副会長も任命され、県外での活動も多く忙しいながらも貴重な経験となりました。

お互いに、どのような問題があり、対策はどうしているのか 上手くいってる事例等の意見交換。「青森・秋田・岩手」の北3県合同による会員の施設研修など活動の幅が広がり、新しい発見や人との出会いが、私を含め参加した青年部会員皆に良い刺激となりました。

秋田県では7月に記録的豪雨があり大仙市、仙北市、横手市、秋田市など17市町で1400棟を超える住宅が全半壊・浸水被害、田畑も壊滅的な被害を受けた場所も多く皆が憔悴しきっている時に、他県の青年部会員達から「大丈夫か？手伝える事あったら何でも言ってこい」等心配するメールや電話がありました。

「ありがとう 大丈夫」と返事をして、とても温かく、力強く感じたのを覚えています。

今年で3回目になるブラウブリッツ秋田との「環境学習会」&「ECO サッカー教室」では、当協会の事業趣旨に賛同した秋田県ビルメンテナンス協会青年部も参加していただき、雨が降り、寒いながらもでしたが盛会に終わり、終了後の試合を観戦、見事勝利！

ブラウブリッツはその後も勢い凄く、奇跡のJ3逆転優勝！！

今年最後の研修会では講師にブラウブリッツ秋田 岩瀬社長を招き、まだ興奮収まらない熱のこもった講演となり、皆で優勝を喜び大きなエネルギーをもらいました。

青年部会長1年目は、不慣れで自分の事で精一杯となってしまう本当に周りから助けをもらい、あらためて思ったことは、人と人のつながりの大切さです。

そして、もう1つは、青年部会員は「魅力ある人間」の集まりだなという事です。

まだ粗削りな部分はあるかもしれないが、それを補えるだけのエネルギーと個性。相手の事を思いやり、助け合い協力する優しさを持った魅力ある人間。

一緒にいるだけでお互いを刺激しあい相乗効果で成長していく集まりだなと。

縁があり人と出会い、そしてそれが広がっていく 私自身今それがどれだけ大切な時間なのかを実感しています。

今年もっと多くの会員が同じ時、経験を共有しあえる様にし、お互い成長できるよう精進してまいります。皆様からのご指導のほどよろしく願いいたします。

## 秋田県産業廃棄物協会青年部会 第6回通常総会

第6回通常総会が、平成29年6月2日（金）、ホテルメトロポリタン秋田において、部会員57名のうち50名（委任状提出22名）の出席のもと開催されました。

議事に先だち、会則規定により高島部会長が議長に選任され、議事に入りました。

- 1 開催日時 平成29年6月2日（金）
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 出席者数 50名（委任状提出22名）
- 4 議 案
  - 第1号議案 平成28年度事業報告  
並びに決算承認の件  
平成28年度監査報告
  - 第2号議案 平成29年度事業計画（案）  
並びに事業予算（案）承認の件
  - 第3号議案 会則の一部変更に関する件
  - 第4号議案 役員任期を短縮する件
  - 第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件
  - 第6号議案 その他



上記提案議案は、全会一致で決議しました。また、今年度は役員改選が行われ、16名の役員が選任され、互選の結果、山岡慎太郎氏が部会長に就任しました。

### 【新役員】

役 職	氏 名	事 業 所 名	所属支部
部 会 長	山岡 慎太郎	山岡工業(株)	中央
副部会長	小笠原 健一	(株)現代	県北
副部会長	後藤 大亮	(株)羽後環境	県南
運営委員	金平 正行	(株)能代清掃センター	県北
運営委員	佐藤 学	(株)タクト	県北
運営委員	田村 典幸	(株)田村建設	中央
運営委員	相原 光博	(株)浜田建設	中央
運営委員	石黒 慎	豊興産(株)	中央
運営委員	木村 勝幸	(株)木村土木	県南
運営委員	伊藤 和輝	ヨコウン(株)	県南
運営監事	鈴木 一敬	花岡土建(株)	県北
運営監事	佐藤 友和	三衛クリーンサービス(株)	県南
相 談 役	平野 久貴	ユナイテッド計画(株)	中央
相 談 役	上田 卓巳	(有)西部環境保全	県南
相 談 役	小林 郷司	朝日建設(株)	県北
顧 問	高島 慶人	(有)高島興業	中央

【任期：平成29年6月2日～平成30年度の総会の日まで】

※今年度に限り、役員任期を一年間とする（通常は一期二年間）

## 運 営 委 員 会

### 【平成28年度 第6回運営委員会（全国大会運営部会）】

- 1 開催日時 平成29年2月28日（火）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題 （1）「第10回全国大会北海道・東北大会 in 仙台」の運営について

### 【平成28年度 第7回運営委員会】

- 1 開催日時 平成29年3月10日（金）
- 2 場 所 松與会館2階
- 3 議 題 （1）平成28年度事業報告・収支決算報告  
（2）平成29年度事業計画（案）・予算（案）  
（3）次期役員改選について

### 【平成29年度 第1回運営委員会】

- 1 開催日時 平成29年5月17日（水）
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 議 題 （1）第6回通常総会について  
（2）ブロック総会について

### 【平成29年度 第2回運営委員会】

- 1 開催日時 平成29年6月21日（水）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題 （1）第17回あきたエコ&リサイクルフェスティバルについて  
（2）平成29年度環境教育事業について

### 【平成29年度 第3回運営委員会】

- 1 開催日時 平成29年8月23日（水）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題 （1）第17回あきたエコ&リサイクルフェスティバルについて

### 【平成29年度 第4回運営委員会】

- 1 開催日時 平成29年9月29日（金）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題 （1）第17回あきたエコ&リサイクルフェスティバルについて  
（2）第3回環境学習会・ecoサッカー教室について  
（3）北3県視察研修交流会について  
（4）今後の活動等について

### 【平成29年度 第5回運営委員会】

- 1 開催日時 平成29年12月20日（水）
- 2 場 所 アルバートホテル2階
- 3 議 題 （1）今後の活動等について

## 研 修 会 交 流 会

### 【平成29年度第1回研修会】

平成29年5月20日（土）、今年度第1回目の部会員研修会と位置づけ開催の「あきた環境懇話会平成29年度第1回情報交換会」に、当青年部会から8名が出席しました。

- 1 開催日時 平成29年5月20日（土）
- 2 場 所 カレッジプラザ講堂（秋田市）
- 3 参加者 8名（その他：学生、行政機関、一般企業 多数出席）
- 4 研修次第 あきた環境懇話会 平成29年度第1回情報交換会

『秋田の環境とエコ産業の再発見～食品廃棄物のリサイクルと産業への展開～』

#### 第1部 特別講演『秋田市の環境施策に携わって』

講師：秋田市環境部環境総務課 新エネルギー担当 主査 池端強志 氏

#### 第2部 情報交換会

##### (1)『食品廃棄物の現状と秋田県内における取組』

講師：秋田県生活環境部環境整備課

課長 川村之聡 氏

##### (2)『リサイクル特殊肥料製造と地域特産物について』

講師：株式会社さいせい

営業課長 五十嵐浩晃 氏



### 【北3県合同視察研修交流会】

平成29年11月10日（金）、会員相互の融和・親睦を図り、知識・技術の情報交換の場となるよう、北東北3県協会青年部会合同事業として、青森・岩手と合同の視察研修会並びに交流会を開催しました。

- 1 開催日時 平成29年11月10日（金）
- 2 視察場所 岩手県 ①有限会社藤工（盛岡市）、②株式会社環境整備（盛岡市）
- 3 参加者 研修会：56名 青森県15名、岩手県31名、秋田県10名  
交流会：61名 青森県16名、岩手県35名、秋田県10名
- 4 研修内容

当日は、穏やかな秋晴れのもと56名が参加し、盛岡市の有限会社藤工様と株式会社環境整備様のリサイクル施設を視察・研修しました。また、終了後には交流会も開催し、日頃交流の少ない他県の部会員と親睦を深め、大変有意義のある事業となりました。



## 【平成29年度第2回研修会】

平成29年12月16日（土）、今年度部会員研修会と位置づけ開催の「あきた環境懇話会平成29年度第2回情報交換会」に、当青年部会から4名が出席しました。

当日の参加者は、民間企業、大学、行政機関など各分野の専門家が集結していました。

当青年部会においても、新たな知識・技術の情報交換の場として、今後とも標記懇話会に参加していきたいと思っております。

- 1 開催日時 平成29年12月16日（土）
- 2 場 所 カレッジプラザ大講義室（秋田市）
- 3 参加者 4名（その他：学生、行政機関、一般企業 多数出席）
- 4 研修次第 あきた環境懇話会 平成29年度第2回情報交換会  
『秋田の環境と故郷おこし』

第1部 特別講演『EUの政策から考えてみる資源とエネルギー』

講師：東北大学大学院環境科学研究科 教授 白鳥寿一 先生

第2部 情報交換会

(1) 『秋田の山菜文化と山菜ビジネス』

ー田舎だからこそできる豊かな生活を目指してー

講師：株式会社あきた森の宅急便 代表取締役 栗山奈津子 氏

(2) 『不動産会社が考える地方再生戦略』

講師：株式会社むつみワールド情報戦略室 主任 天野厚助 氏

## 【平成29年度第3回研修会】

平成29年12月20日（水）、今年一年を締めくくる青年部会員研修会・交流会を開催しました。研修会講師は、当青年部メンバーであり、今季のJ3リーグで見事逆転優勝を果たしたブラウブリッツ秋田の岩瀬社長にご講演いただき、メンバーだけに語れる思いや、来季にむけた意気込みを熱く語っていただきました。

- 1 開催日時 平成29年12月20日（水）
- 2 場 所 アルバートホテル（秋田市）
- 3 参加者 21名（産廃協会青年部：16名、ビルメン協会青年部5名）
- 4 研修次第 講演『2017ブラウブリッツ秋田シーズン終了報告』  
講師 株式会社ブラウブリッツ秋田 代表取締役社長 岩瀬浩介 氏



## 【平成29年度 第1回ゴルフ交流会】

毎年恒例の当青年部会ゴルフ交流会を開催しました。

開催日：平成29年7月28日（金） 9:31 スタート

場 所：秋田カントリー倶楽部

天 気：くもり

出席者：青年部会員9名（裏面スコア参照）

平成29年度ゴルフ交流会 優勝 石黒 学 氏、準優勝 田村典幸 氏、3位 靱山祐也 氏



〔集合写真〕



〔山岡部会長の始球式〕

## 【表彰式・懇親会（中央支部拡大会議）】

ゴルフ交流会終了後、会場を秋田キャッスルホテルに移し、「ゴルフ表彰式兼懇親会兼中央支部拡大会議」を開催しました。あいにくの雨模様となり、屋上ビヤガーデンでの生ビール大会は中止となりましたが、総勢14名の部会員と新規会員1名が出席し、更なる親睦と情報交換がなされました。



〔懇親会の様子〕



〔優勝 石黒 学 氏〕

## 【平成29年度 第2回ゴルフ交流会（本部・青年部合同大会）】

恒例となりました本部・青年部合同のゴルフ交流会を開催しました。

上位3名のうち、青年部から2名の方が入賞されました。

- 1 開催日時 平成29年9月27日（水）
- 2 場 所 南秋田カントリークラブ
- 3 参加者 20名（青年部会員8名含む）
- 4 青年部の主な成績 優勝 山脇精悦 氏、3位 靱山祐也 氏

## 環境学習会

### 「環境学習会」×「ecoサッカー教室」



秋田県産業廃棄物協会 × ブラウブリッツ秋田



平成29年10月22日（日）に、青年部会の環境教育事業として、協会賛助会員のブラウブリッツ秋田と、当協会の事業趣旨に賛同し今般タッグを組んだ秋田県ビルメンテナンス協会青年部会様と共同で、秋田県内の小学生を対象とした『第3回環境学習会・ECOサッカー教室』を開催しました。3回目の開催となる今回も、江戸時代の3Rを題材とした環境教育と、ゴミの分別方法を取り入れたサッカーゲームの二部構成で行いました。

開催式には、山岡会長から出席をいただき、学習会がスタートしました。



第一部の環境教育は、当協会青年部会の高島顧問が講師となり、スライドとビデオを使い、現代よりも、ひとつひとつの物を大事につかった江戸時代のリサイクルにヒントを示しながら、小学生でも飽きにくく、分りやすく、ユーモアを交えた講義となりました。

参加した児童からは、「江戸時代は、むだな物も出さないようにして3Rをしっかりとっていたことが分かった。電気や紙をむだづかいしないようにしたい。」とのコメントが寄せられました。



## 協会だより【青年部会関係】

続いて、グラウンドに移り、プロチームのコーチによるサッカーゲームを行いました。ゲームでは、ゼッケン（ビブス）に、可燃・不燃・資源などのイラストを貼り、同類のゴミ同士のパス回しをしながら、サッカーで大切な瞬時の判断力を身に着けるトレーニングをしました。



青年部会会員自身も、事業を通し、改めて環境を復習できる『自己研鑽』の場となりました。今後も一過性のものとせず、継続事業として開催していきたいと思えます。



## 全国産業廃棄物連合会青年部協議会 第10回全国大会 北海道・東北大会 in 仙台

平成29年3月4日(土)、全国産業廃棄物連合会青年部協議会第10回全国大会 in 仙台を開催しました。今回は、私達、北海道・東北ブロック協議会が主管となり、47都道府県から集まった同協議会メンバー540名が記念植樹で汗を流し、絆を深め合いました。

10回大会のスローガンは「47の絆と汗～継承と進化、そして未来へ～」。被災地での植樹を通し、改めて地域の絆、またエリアを超えて心と技と体の絆の大切さを強く感じてほしいと企画しました。

当日は、第1部として開会セレモニーを名取市の仙台空港近くで開催しました。

秋田青年部は、セレモニー会場の運営を担当しました。



高島運営部会長の指揮のもと、総勢18名の秋田青年部が現地入りし、風向きをみながら仮設ステージとなるウィング車や大型バス12台の配置・誘導等を行い、定刻どおり式典がスタートしました。



当日主催者を代表して仲田会長は「全国幹事会で5年後は震災復興の全国大会に決めた」と紹介し「今回の植樹でわれわれ青年部が心をつにし、復興の一助になればと思っている。皆さんには今後来るであろう災害に向けて、何かを感じて持ち帰ってほしい」と挨拶がありました。

来賓には環境省や宮城県、仙台市らの代表、親会の全国産業廃棄物連合会の石井邦夫会長や宮城県産業廃棄物協会の鈴木会長、全国トラック協会の関係者等多数ご出席賜りました。



## 協会だより【青年部会関係】

式典では、同協議会から植樹会場の管理者である仙台市の「百年の杜づくり振興基金」へ寄付金100万円が贈呈され、仙台市から感謝状を受領しました。



また、開会セレモニーの最後に、千葉ブロック長が「友情を深めるぞ」とシュプレヒコールを行い、その後、大型バス12台に分乗し、参加者全体を3グループに分け、それぞれが①震災遺構として遺された旧鈴木邸の見学、②仙台市海浜公園での植樹活動、③南蒲生浄化センターの見学を行いました。



植樹会場では、復興のさなかの真新しい公園の園路に、シンボルツリーとなるオオシマザクラ5本やツツジなどの低木635本をメンバーが協力しながら一本一本丁寧に植樹しました。



## 協会だより【青年部会関係】

第2部は、江陽グランドホテルに場所を移し、大懇親会を開催しました。

会場には、東北のお祭りをテーマに花笠や仙台七夕の装飾を施し、秋田県青年部がなまはげの実演を披露し会場を沸かせました。また、ブロック対抗のわんこそば大会、ご当地グルメや地酒を披露するなど、北海道・東北を身近に感じていただけるよう「おもてなし」しました。



最後に、全産連青年部協議会第10回全国大会実行委員長の庄子正和が「一風変わった全国大会となったが、多くの方が参加してくれたことが成果であり、絆を大切に仲間として頑張っていこう。」と挨拶を述べ、閉会となりました。

これまで、大会の準備と当日の運営にあたり、皆様に多大なるご支援、ご協力を頂いたことに心から御礼を申し上げます。



## 全国産業廃棄物連合会青年部協議会 北海道・東北ブロック協議会 第16回総会

平成29年6月6日、北海道・東北ブロック協議会第16回総会が青森市にて開催され、当青年部会から10名が出席しました。

- 1 開催日時 平成29年6月6日（火）
- 2 場 所 ホテル青森
- 3 出席者数 87名（来賓含む）
- 4 議 案
  - 第1号議案 平成28年度事業報告  
及び収支決算報告及び監査報告
  - 第2号議案 平成29年度事業計画（案）  
及び収支予算（案）
  - 第3号議案 会則の一部変更に関する件
  - 第4号議案 役員任期を短縮する件
  - 第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件
  - 第6号議案 その他



各議案が審議され、全ての議案が原案どおり了承されました。

### 【新役員】

役 職	氏 名	所属協会	企 業 名
協議会長	庄子正和	宮 城	(株)自然環境産業
副協議会長	時田真一	北海道	(株)サンアール
副協議会長	山岡慎太郎	秋 田	山岡工業(株)
運営幹事	鈴木伸彌	宮 城	鈴木工業(株)
幹 事	大嶋武	北海道	北清企業(株)
幹 事	山本徳光	青 森	(株)山本工業
幹 事	西田文仁	青 森	(株)西田組
幹 事	菅原能興	岩 手	南部運輸(株)
幹 事	遠藤忠寿	岩 手	(株)遠忠
幹 事	平間正明	宮 城	(株)平間環境
幹 事	後藤大亮	秋 田	(株)羽後環境
幹 事	小林洋平	山 形	(有)べにばな清掃社
幹 事	佐藤茂	福 島	(株)ミツワ
幹 事	池上勇	福 島	(株)東日本興業
幹 事	高田友則	福 島	(株)クレハ環境
監 事	千葉智英	岩 手	(株)スパット北上
監 事	黒澤武利	山 形	テルス(株)

【任期：平成29年6月6日～平成30年度の総会の日まで】  
※今年度に限り、役員任期を一年間とする（通常は一期二年間）

## 全国産業廃棄物連合会青年部協議会 第18回通常総会

平成29年6月15日、東京都の明治記念館にて全国産業廃棄物連合会青年部協議会第18回通常総会が盛大に開催され、秋田県からは山岡部会長が出席しました。

- 1 開催日時 平成29年6月15日（木）
- 2 場 所 明治記念館
- 3 議 案
  - 第1号議案 平成28年度事業報告承認の件
  - 第2号議案 平成28年度収支決算報告承認の件  
平成28年度監査報告
  - 第3号議案 平成29年度事業計画案承認の件
  - 第4号議案 平成29年度収支予算案承認の件
  - 第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件
  - 第6号議案 全国産業廃棄物連合会との任期ズレに伴う役員任期の臨時措置（案）の件



また、総会後には勉強会が開催され、「全国大会を振り返って」というテーマで4名の代表が3月4日の全国大会の感想を述べました。開催実行委員会（当ブロック）を代表して秋田県の上岡部会長が、当日までの動きやスタッフとしての感想を述べました。

## 全国産業廃棄物連合会青年部協議会 第8回カンファレンス

平成29年11月16日、徳島市のグランヴィリオホテルにて全国産業廃棄物連合会青年部協議会第8回カンファレンスが開催され、秋田県からは山岡部会長が出席しました。

- 1 開催日時 平成29年11月16日（木）
- 2 場 所 徳島グランヴィリオホテル
- 3 開催内容 全国部会長会議 グループディスカッション「全産連青年部の活動について」  
『テーマ1』内外の交流  
『テーマ2』全国大会について



## 青年部会からのお知らせ

### 新規入部会員の紹介

氏名	企業名	役職
呉宮 正浩	株式会社リーテックス	専務取締役
今野 勇人	有限会社太陽環境保全	専務取締役
宇佐美 恭平	有限会社秋田環境保全	代表取締役

### \* 青年部会員を募集しております \*

私達青年部会は、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会に加入する会員企業に所属する若い世代の部会員で構成されています。部会員相互の親睦を図り、産業廃棄物の適正処理等に関する知識、技術と教養を高めて次代を担う人材を育成し、協会の発展に寄与することを目的とし、平成 21 年 7 月に設立いたしました。

#### ◆主な活動内容

- 会員の知識を深めるために青年部会独自の研修会を開催
- 一般社団法人秋田県産業廃棄物協会の親会が行うイベント等での適正処理の普及啓発活動
- ゴルフコンペや交流会等、会員同士の親睦を深めるための交流イベントの実施
- 次世代を担う子どもたちを対象とした環境教育活動の実施
- 全国の協会青年部会との情報交換及び交流を図ることを目的とした青年部協議会活動への参加

#### 【活動風景】



研修会風景



エコフェスブース出展



北3 県合同施設見学

- ◆対 象 協会に所属する企業の概ね 50 才以下の男女
- ◆年会費 1社につき 20,000 円
- ◆会員数 51社/60名(平成 29年 12月 31日現在)

\*ご入会については、お気軽に協会事務局までお問い合わせください。

**☎018-863-7107**

## 協会への入会のおすすめ

— 循環型社会の構築に資するため 産業廃棄物の適正な処理を目指して —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等を推進することにより、産業の健全な発展、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることにより、県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とし、秋田県から認可を受けた一般社団法人です。

会員は、収集運搬や処分業の許可を受けている事業者、排出事業者、再生利用者、協会の目的に賛同する賛助会員で構成されています。

産業廃棄物処理業界が社会の期待に的確に応えていくため、産業廃棄物処理業者、排出事業者、再生利用者等が相互に連携を深め組織として機能することが重要であります。

つきましては、御社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いに活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

### ◎ 会員の種類と入会資格

- 正会員 ア 産業廃棄物処理業者で県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人  
 イ 産業廃棄物を排出する事業者又は再生利用を行う事業者  
 ウ 産業廃棄物の適正な処理の推進に貢献している個人、法人又は団体  
 賛助会員 上記以外の者で、協会の目的に賛同する個人又は団体

### ◎ 入会金及び会費

【入会金】			10,000円
【年会費】	正会員	収集運搬業	62,000円
		中間処理業	82,000円
		最終処分業	106,000円
		排出事業者等	60,000円
	賛助会員		60,000円

### ◎ 入会方法

入会を希望される場合は、加入申込書、産業廃棄物処理業許可証（写し）等を提出していただくことになっておりますので、協会事務局までご連絡下さい。

### ◎ 入会のメリット

- ★ 廃棄物処理法の改正など産業廃棄物に関する最新情報の取得と提供
- ★ 行政機関が主催する協議会への参画等による行政情報の取得と提供
- ★ 会員研修会、実務者研修会、優良事業所視察研修等への参加
- ★ クリーンアップ活動、環境教育・環境イベントなど社会貢献活動への参加
- ★ 全国産業廃棄物連合会講師を務める職員等による産業廃棄物に関する相談、助言
- ★ 排出事業者等からの産業廃棄物処理業者の紹介依頼に対して会員を紹介
- ★ 会員間の親睦、交流等による情報交換 等々



### 一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会

事務局 〒010-0951 秋田市山王三丁目1番7号 東カンビル3F  
 TEL 018-863-7107 FAX 018-863-6977  
 ホームページ <http://www.akita-sanpai.or.jp>  
 E-mail [toiawase@akita-sanpai.or.jp](mailto:toiawase@akita-sanpai.or.jp)

## 新規入会会員と会員数について

平成29年度に新たに当協会に入会された会員は2社（正会員・中間処理2）、平成28年度末に退会された会員は2社（正会員・中間処理2）でありました。

### 【平成29年度入会会員】

会員区分	会社名	役職・氏名	所在地（電話）
正会員 （中間処理）	株式会社 リーテックス	代表取締役 呉宮 廣哉	秋田市下浜桂根字浜田 85-8 TEL 018-881-5411
正会員 （中間処理）	株式会社 ナチュラルエナジー ジャパン	代表取締役 芦名 洋亮	秋田市向浜 1 丁目 3 番 7 号 TEL 018-866-9313

### 【会員数（平成29年度）】

会員の区分		28年度会員	退会	入会	29年度会員
正 会 員	収集運搬	101			101
	中間処理	75	2	2	75
	最終処分	10			10
賛助会員		3			3
合 計		189	2	2	189

(H29.12.31 現在)

### 会員の皆様へお願い

代表者・許可範囲・許可品目・住所・電話番号等に変更がありました場合は、速やかに協会事務局へご連絡をお願いします。

連絡を受け次第、協会ホームページ等の会員名簿を変更させていただきます。

メール [toiawase@akita-sanpai.or.jp](mailto:toiawase@akita-sanpai.or.jp)  
TEL 018-863-7107 FAX 018-863-6977

## 協会ホームページについて

協会ホームページを平成27年7月21日にリニューアルし、協会の概要、会員名簿のほか、産業廃棄物に関する関係機関からのお知らせ、許可申請講習会に関する情報、クリーンアップや環境教育などの協会の社会貢献活動などを、会員のみならず一般の方にも迅速に情報発信しております。

また、会員専用ページでは、全産連が毎月発行している「てき丸君News」を掲載しているほか、協会行事などを「事務局のつぶやき」で随時更新し、会員限定で閲覧していただいております。（会員専用ページの閲覧はパスワードが必要です。忘れた方は事務局へお尋ねください。）

2017年のアクセス件数は、18,000件を超え、そのうち半数が関東圏からのアクセスとなっております。閲覧ページはトップページを除き、会員名簿、講習会・研修会、マニフェストの順となっております。

インターネットで

秋田県産業廃棄物協会

検索



### 会員の皆様へお願い

協会ホームページの会員名簿から、各会員企業のホームページへリンクできるようとなっております。リンク可能な会員は、協会事務局にご連絡ください。

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入について

### マニフェストの種類

当協会で行き扱うマニフェストは次の3種類です。

- 【1】 産業廃棄物管理票【直行用】(7枚複写) 発行元: 公益社団法人全国産業廃棄物連合会  
…産業廃棄物が直接処分業者に運搬される場合。
- 【2】 産業廃棄物管理票【積替用】(8枚複写) 発行元: 公益社団法人全国産業廃棄物連合会  
…産業廃棄物が処分業者に引き渡されるまでに積替(区間委託)が行われる場合。
- 【3】 建設系廃棄物マニフェスト (7枚複写) 発行元: 建設六団体副産物対策協議会  
…建設工事等で排出される廃棄物に対応。

### マニフェストの価格

#### ■単票(手書き用)

1セット 100部入 2,500円(消費税込み)

#### ■連続票(プリンター印字用)

1セット 500部入 12,500円(消費税込み)

### マニフェストの購入方法

#### ■協会窓口購入の場合

当協会窓口にて現金払いによりお買い求めいただけます。

「マニフェスト購入申込書」に予め記入し、持参していただくと引き渡しスムーズです。

#### ■発送を希望する場合

マニフェスト代金は郵便振込による先払いとなります。

郵便口座へのマニフェスト代金の振込は、郵便局窓口備え付けの払込取扱票(青色)に下記の事項を記入し行って下さい。(振込手数料は購入者負担)

お振込みが済みしだい、「マニフェスト購入申込書」に「払込受領証」を貼付し、午後4時までにファックスにて当協会事務局あて送信下さい。FAX:018-863-6977  
入金確認後、宅配便にて発送(送料は着払い)致します。

#### 《 代金振込先及び記入内容 》

口座番号	02540-3-9675
名義	一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
金額欄	マニフェスト代金(税込み)×必要個数
通信欄	マニフェストの種類と必要個数をご記入下さい。
ご依頼人欄	住所、会社名、代表者名、電話番号

# マニフェスト購入申込書

～一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会～  
(FAX: 018-863-6977)

マニフェスト伝票代金支払い方法 (どちらかに○をつけて下さい)

①協会窓口払い

②郵便振込 ( 月 日払込済)

マニフェスト (管理票) の種類		単 価 (税込)	必要個数
<b>産業廃棄物管理票</b> 【直 行 用】 7枚綴	単 票	1セット/100枚入 2,500円	セット
	連続票	1ケース/500枚入 12,500円	ケース
<b>産業廃棄物管理票</b> 【積 替 用】 8枚綴	単 票	1セット/100枚入 2,500円	セット
	連続票	1ケース/500枚入 12,500円	ケース
<b>産業廃棄物管理票</b> <b>建設系廃棄物マニフェスト</b> 7枚綴	単 票	1セット/100枚入 2,500円	セット
	連続票	1ケース/500枚入 12,500円	ケース

※協会記入欄 箱番号No.

( ~ )

申 込 日 : 平成 年 月 日

郵便番号 : 〒 -

住 所 : \_\_\_\_\_

会 社 名  
又 は : \_\_\_\_\_ 様

個人経営の場合は個人名

会社代表者 : \_\_\_\_\_ 様

電 話 番 号 : \_\_\_\_\_

F A X 番 号 : \_\_\_\_\_

振替払込請求書兼受領証

貼り付け欄

# 水銀廃棄物の適正処理について、 新たな対応が必要になります。

## 水銀に関する水俣条約

水銀による健康被害や環境破壊を繰り返さないために…

石炭利用などによる人為的な水銀排出が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識される中、「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が2013年10月に採択されました。

水俣条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、**地球的規模の水銀汚染の防止**を目指すものです。

我が国は2016年2月に締結しました。水俣条約は、2017年8月16日に発効します。

水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

## 平成29年10月1日以降 以下の廃棄物について、新たな対応が必要になります

### 1. 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。(判別ができない一部の製品を除きます)



例：一部の電池、蛍光灯、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計等

P1~P3

### 2. 水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を一定以上含有するもの

P1,P4

### 3. 廃水銀等

- ① 特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 例：水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査業に属する施設、保健所等
- ② 水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

※ 廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行済み

P5

◎詳細は「水銀廃棄物ガイドライン」をご覧ください。 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

お問い合わせ

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室 直通 03-5501-3157

(平成29年6月)

**ア「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する共通の新たな措置**

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に共通して、以下の新たな措置が必要です。

項目	必要な記載事項等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることが必要です。 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

**1. 水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）**

**水銀使用製品産業廃棄物の対象**

次の①～③の製品が産業廃棄物となったものが水銀使用製品産業廃棄物です。詳細は右表をご覧ください。

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」(平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、①表A,Bの製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品(①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。)
- ③ ①、②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

上記の①、②、③のいずれかに該当する水銀使用製品産業廃棄物のうち、右表「水銀回収義務」欄に○があるものは、水銀の回収が義務付けられています。

**水銀使用製品産業廃棄物に関する新たな措置**

水銀使用製品産業廃棄物について、通常の産業廃棄物の措置に加え、上記 **ア** の共通の措置及び以下の **イ** の新たな措置が必要となります。

**イ 水銀使用製品産業廃棄物に関する新たに必要な措置**

項目	措置
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
処理の委託	・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。
収集・運搬	破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。 ・安定型最終処分場への埋立は行わないこと。

## 水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

### 水銀使用製品産業廃棄物の対象

① 表A. 水銀使用の表示の有無によらず対象となる製品

製品	判別方法	水銀回収義務
一次電池		
水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍光ランプ(※)		
直管形、環形、角形、コンパクト形	(品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの)	
電球形蛍光ランプ	(品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの)	
無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について <sup>注1)</sup> 」を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について <sup>注1)</sup> 」を参照。	
農薬	包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計	目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弾性圧力計(※) <sup>注2)</sup> 、圧力伝送器(※) <sup>注2)</sup> 、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※)	目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定点セル	説明書等の記載を参照。	
顔料	名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※)	特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計	特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極	使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品		
チメロサルを含む医薬品	添付文書に記載。	
マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤	毒劇法に基づき包装等に成分の表示あり。	

注)1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 <http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm#shu>

注)2 ダイアフラム式のものに限る。

表B. 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品

製品	判別方法	水銀回収義務
スイッチ及びリレー(※)	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

\*目視で金属水銀の封入が確認可能なものとして、医療機器(腹膜透析装置)に組み込まれている傾斜感知用スイッチがあります。

## 水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）

### 水銀使用製品産業廃棄物の対象

- ② 2ページの①表A, Bに掲げる製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（表中の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。）

※印の付いている製品が部品等として組み込まれている場合には判別が難しいと考えられるため適用除外（取り外されたものは①の水銀使用製品産業廃棄物の対象となります。）

本区分②の対象となる組込製品の例としては、以下があげられます。

対象となる組込製品の例	左記製品中に用いられる①A又はBに掲げられる水銀使用製品	取り外された水銀使用製品からの水銀回収義務
補聴器、銀塩カメラの露出計	水銀電池	
補聴器、ページャー（ポケットベル）	空気亜鉛電池	
ディーゼルエンジン、医療機器（ガス滅菌器）、ピクノメータ、引火点試験機	ガラス製温度計	○
朱肉（ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外。）	顔料	

- ③ 上記の①②のほか、**水銀又はその化合物を使用していることが表示されている製品**

製品本体に水銀が使用されていることを表示する方法としては、以下のようなものがあります。

- 日本語による表記（水銀）
- 英語による表記（Mercury）
- 化学記号（Hg）
- J-Moss水銀含有マーク（右図は一例）



製品本体に水銀の使用の表示がある場合に水銀使用製品産業廃棄物となるものとしては、以下のような製品があります。

製品	主な組込製品（又は判別方法）	水銀回収義務
一次電池		
アルカリボタン電池	時計、玩具、歩数計、電卓、防犯ブザー、タイマー、家電リモコン、電子体温計等の医療機器（品番が「LR」から始まる、ボタン形のもの）	
酸化銀電池	時計、電子体温計等の医療機器（品番が「SR」から始まるもの）	
マンガン乾電池、アルカリ乾電池	輸入玩具等	
標準電池		
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤		
塗料（酸化第二水銀を含むもの）	船舶（船底）、木材	
拡散ポンプ	真空チャンバー	
圧力逃し装置	圧力容器	
ダンパ	ロケット	
X線管		
回転接続コネクタ	生産設備、航空灯火	
赤外線検出素子	電子計測器、熱画像表示装置、暗視装置、赤外分光光度計、フーリエ変換赤外分光光度計	
浮ひょう形密度計		○
放射線検出器	X線センサー	
積算時間計	医療機器	○
ひずみゲージ式センサ	脈波計	○
電量計		○
ジャイロコンパス	船舶	○
鏡	巨大望遠鏡	

このほか、化粧品、ゴム、香料、雷管、花火、銀板写真、検知管、つや出し剤、美術工芸品等で、水銀を使用していることが表示されているものも水銀使用製品産業廃棄物の対象となります。

## 2. 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)・水銀を含む特別管理産業廃棄物

### 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

#### 水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 <sup>注</sup> を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 <sup>注</sup> を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 <sup>注</sup> を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 <sup>注</sup> を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

#### 水銀含有ばいじん等に関する新たな措置

水銀含有ばいじん等について、通常の産業廃棄物の措置に加え、1ページの **ア** 及び以下の **ウ** の新たな措置が必要となります。

**ウ** 水銀含有ばいじん等に関する新たに必要な措置

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。</li> <li>水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者に委託すること。</li> </ul>
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。</li> <li>水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。</li> </ul>

### 水銀を含む特別管理産業廃棄物

#### 水銀を含む特別管理産業廃棄物の対象

水銀汚染物のうち、次の条件に該当するものは、引き続き特別管理産業廃棄物として処理してください。今回、水銀を一定以上含む特別管理産業廃棄物は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられます。

廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の対象	水銀回収義務の対象
鉱さい、ばいじん、汚泥	特定施設 <sup>注1</sup> から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの	水銀 <sup>注2</sup> を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	特定施設 <sup>注1</sup> から排出されるもので、水銀の含有量が0.05mg/Lを超えるもの	水銀 <sup>注2</sup> を1,000mg/L以上含有するもの

注1 特定施設については、「水銀廃棄物ガイドライン」(表4.1.1 特別管理産業廃棄物の特定施設)をご覧ください。

注2 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

#### 水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物に関する新たな措置

水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物について、これまでの水銀を含む特別管理産業廃棄物の措置に加え、新たに以下の措置が必要です。

項目	必要な措置
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。</li> <li>水銀回収の対象となる特別管理産業廃棄物については、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。</li> </ul>

### 3. 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

#### 廃水銀等の対象

①以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く)

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設</li> <li>・水銀使用製品の製造の用に供する施設</li> <li>・灯台の回転装置が備え付けられた施設</li> <li>・水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設</li> <li>・国又は地方公共団体の試験研究機関</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学及びその附属試験研究機関</li> <li>・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所</li> <li>・農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所</li> <li>・検疫所</li> <li>・動物検疫所</li> <li>・植物防疫所・家畜保健衛生所</li> <li>・検査業に属する施設</li> <li>・商品検査業に属する施設</li> <li>・臨床検査業に属する施設</li> <li>・犯罪鑑識施設</li> </ul> |
|--|--|---|

②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

※廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行済み。ただし、赤字の施設は平成29年10月1日から特定施設に追加される。

#### 廃水銀等に関する新たな措置

廃水銀等について、通常の特別管理産業廃棄物の措置に加えて、以下の新たな措置が必要です。

項目	必要な措置
保管・積替え	①飛散、流出又は揮発の防止のための措置、②高温にさらされないための措置、③腐食防止措置をとること。
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃水銀等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。</li> <li>・委託契約書に「廃水銀等」と記載すること。</li> <li>・マニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること。</li> </ul>
収集運搬	必ず運搬容器(密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい)に収納して収集又は運搬すること。
中間処理	廃水銀等を埋立処分する場合、あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うこと(硫化・固型化したものは「廃水銀等処理物」)。
最終処分	<p>固型化したもの(廃水銀等処理物)が、埋立判定基準(溶出試験の結果、水銀0.005mg/L以下)を満たさない場合 ⇒ 遮断型最終処分場で処分すること。</p> <p>満たす場合 ⇒ 追加的措置をとった管理型最終処分場で処分することが可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置</li> <li>②その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置</li> <li>③埋め立てる処理物が流出しないようにする措置</li> <li>④埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにする措置</li> </ul>

硫化施設及び最終処分場に関する新たな措置は、以下のとおりです。

#### 廃水銀等の硫化施設

- 当該地を管轄する都道府県から産業廃棄物処理施設として設置許可を受けることが必要です。
- 一般的な産業廃棄物処理施設の技術上の基準、維持管理基準に加え、以下の措置が必要となります。
  - ①技術上の基準:水銀流出及び浸透防止の設備、水銀と硫黄の反応設備(外気と遮断又は負圧管理されたもの)、水銀ガス処理設備を設けること
  - ②維持管理基準:水銀と硫黄とを均一に化学反応させること、外気と遮断されていない反応設備の場合は負圧管理すること、水銀ガスによる生活環境保全上の支障を防止すること

#### 廃水銀等処理物を埋め立てた最終処分場

- 一般的な維持管理基準、廃止基準に加え、以下の措置が必要となります。
  - ①維持管理基準:埋め立てる処理物の記録及び埋立位置を示す図面を処分場廃止までの間保存すること
  - ②廃止基準:埋め立てた処理物に雨水が浸入しないよう必要な措置をとること
- 廃水銀等処理物が埋め立てられた土地の形質変更を行う場合、水銀の溶出による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置をとること。

\*一般廃棄物である水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀は特別管理一般廃棄物に該当し、特別管理産業廃棄物である廃水銀等と同様の処理基準がかかります。

## 概要

- 1. 適正処理の推進 ... 2-7
- 2. いわゆる雑品スクラップ対策 ... 8-14
- 3. その他(自ら処理の拡大) ... 15-17

### 廃棄物の適正処理の確保に関する課題への対応

#### 1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

<明らかになった課題>

- (1)許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- (2)マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯	
平成28年1月	事案発覚、県が立入検査・報告徴収等
" 2月29日	愛知県が改善命令
" 4月18日	岐阜県及び三重県が許可取消し
	愛知県は取り消さず改善命令状態を維持
" 6月27日	愛知県による許可取消し

#### 2. 法改正事項

##### (1)許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、

- 市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、必要な措置を命じることができることとする。

(第19条の10)

- 排出事業者に対する通知を義務付けることとする。

(第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項及び第14条の6)

省令整備方針①

##### (2)マニフェスト制度の強化

- マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るため、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。(第27条の2)

※現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金  
→改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者には、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。(第12条の5第1項)

省令整備方針②

(参考) 電子マニフェストについて

- 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）制度は、排出事業者が、その産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを把握・管理し、処理責任を果たすための制度
- 電子マニフェスト制度は、紙マニフェストに代わり、その記載内容を情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み

電子マニフェスト普及の意義

排出事業者責任の徹底・適正処理の推進の観点から、その普及を強力に推進する必要あり

- 排出事業者が処理の状況を即時に把握可能（透明性の向上）
- 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（紙マニフェストの保管が不要）



電子マニフェスト普及率



収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェスト加入率（平成29年9月末現在）

区分	加入率
産業廃棄物収集運搬業	33.9%
産業廃棄物処分業	59.6%
特別管理産業廃棄物収集運搬業	78.1%
特別管理産業廃棄物処分業	83.4%

3

(参考) 食品廃棄物の不正転売事案の再発防止策と対応状況

食マが今後は改正事項

【マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化】

- マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化（第27条の2）  
（現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- 電子マニフェストにおいて不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修中（H28～29年度）

【廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化】

（監視体制の強化）

- 都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルを策定（H28.6.21通知済）
- 食品リサイクル法に基づく国の立入検査と廃棄物処理法に基づく都道府県等の立入検査の連携強化（対策済）

（処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成）

- 廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請（H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定）
- 優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会に自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み（検討経費の一部を環境省が支援）。

（許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化）

- 許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じることができるようにする。（第19条の10）

【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】

- 食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定（H29.1.26）
- 排出事業者の責任の徹底、排出事業者向けのチェックリスト作成等について、都道府県等への通知（処理状況の確認等）（H29.3.21, H29.6.20通知済）
- 許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け。（第14条の2第4項等）

4

## 省令の整備方針①（処理業者に係る処理困難通知）

改正法により、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が、許可を取り消されたとき等において、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理が終了していない場合は、委託者（排出事業者）に、その旨を通知することとされた。

### 主な規定見込事項

- ①収集、運搬又は処分の事業に係る許可が取り消された日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に通知する。
  - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
  - ・許可が取り消された年月日及び当該事由の内容
- ②通知の写しの保存期間は、5年とする。

※既存の処理困難通知関係と同様の内容（施行規則第10条の6の2、3及び4）。

※このほか、事業廃止時についても同様に法定事項となったことを受け、以下のとおり規定するとともに、当該省令規定事項は削除する。また、e-文書法施行規則に所要の改正を行う。

- ①収集、運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に通知する。
  - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
  - ・事業の全部又は一部を廃止した年月日及び当該事由の内容
- ②通知の写しの保存期間は、5年とする。

5

## 省令の整備方針②（電子マニフェスト関係）

### 主な規定見込事項

#### 1. 義務の対象者

- ・特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上（PCB廃棄物は50トンの中に含まない）の事業場を設置する者を対象とする。

#### 2. 電子マニフェストの登録が困難な場合（⇒紙マニフェストに記載（備考・通信欄））

情報処理センターへの電子マニフェストの登録が困難な場合は、次の場合とする。

- ・義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合
- ・離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
- ・常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

#### 3. 情報処理センターへの登録期限

- ・義務対象者は、運搬又は処分受託者に廃棄物を引き渡した後、3日以内（土日祝日を含めない）に、引渡し年月日等の事項を情報処理センターに登録する。
- ※ただし、原則としては予約登録機能等も活用し、速やかに登録することが望ましい。

#### 4. その他

- ・義務対象者は、多量排出事業者として都道府県知事に提出する処理計画に、電子マニフェストの使用に関する事項も記載する。

6

今後のスケジュール等（電子マニフェスト関係）

1. 施行までのスケジュール

項目	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
多量排出事業者の準備		排出量の把握	○6/30 処理計画提出 ○7月～ JWNET加入 ○電子マニフェスト対応業者との契約	○4/1 施行 (予定)
講習・説明会等での周知	電子マニフェスト義務化の周知			

※この他、関係団体と協力し、団体主催の説明会等でも周知を検討

2. その他電子マニフェストに関する検討事項

1. 現場登録システムについて

- 排出事業者が運搬受託者の支援を受けてスマートフォン・タブレットを使用して排出現場で電子マニフェストの登録を行うことができるシステムを平成29年度に試行予定。
- 今後、運搬受託者や処分受託者も使用できるよう現場登録システムの強化を検討中。

2. 費用負担の軽減について

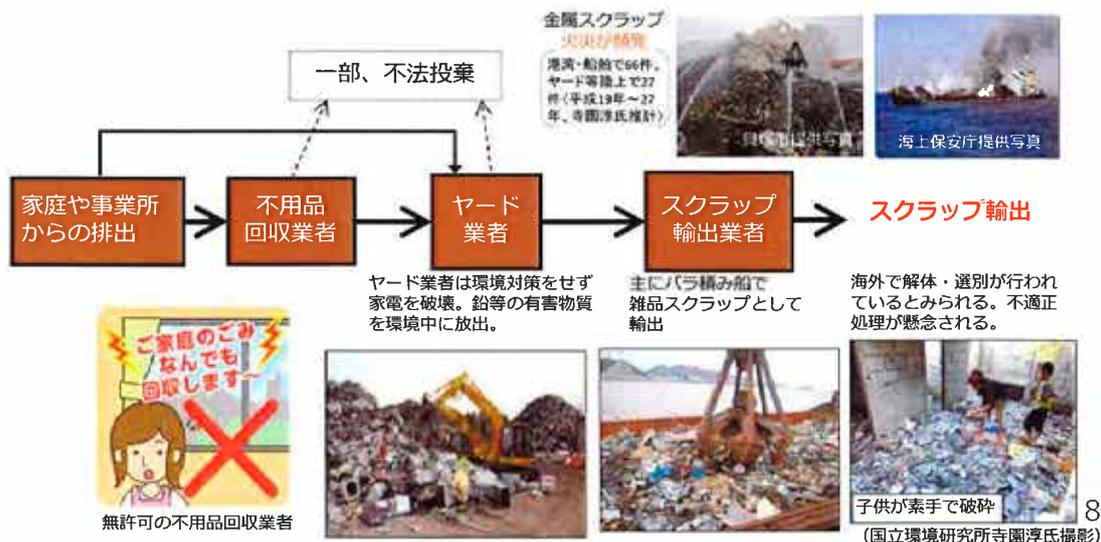
- 経済的負担の軽減については、利用状況を踏まえ、引き続き検討。
- なお、平成29年4月から、一部料金の引き下げを行った。（少量排出事業者向け(B料金)の基本料を2,160円 → 1,944円。B料金と少量排出事業者団体向け(C料金)の使用料を32.4円/件 → 21.6円/件）

※B料金：少量排出事業者向け料金、登録件数90件までの使用料は基本料に含まれる。  
C料金：少量排出事業者団体（30者以上一括加入）向け料金、基本料は無料。

7

有害物を含む使用済電気電子機器に関する現状

○ 有害物を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（いわゆる雑品スクラップ）が輸出され、海外でリサイクルされていると見られる。国内外の環境汚染や家電リサイクル法等の形骸化の懸念が高まっている。



「有害使用済機器」の保管等に関する課題への対応

1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、**廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。**

↓ 生活環境への影響発生を抑制

2. 法改正事項

<規制の内容> (第17条の2)

- ①「有害使用済機器」※1の保管又は処分を業として行おうとする者※2に**都道府県知事への届出を義務付け**
  - ※1 使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
  - ※2 届出除外対象者を省令で規定
- ②政令で定める**保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ③都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは罰則の対象）

金属スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例（国立環境研究所寺園淳氏撮影）



エアコン(室内機)    エアコン(室外機)    洗濯機    掃除機    扇風機    炊飯器  
 ※ 輸出については、パーゼルの見直しにおいて輸出承認対象にし、総合的な対策を講じる。

9

政省令等の整備方針①（有害使用済機器関係）

主な規定見込事項（※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋）

1. 有害使用済機器の指定

- 基本的考え方
  - ・本制度を運用することを通じて、いわゆる雑品スクラップの保管等の全体像を把握していくことが重要。
  - ・また、雑品スクラップについて、適正な保管及び処分を促すとともに、リサイクル法に基づく適正処理ルートがある場合は当該ルートへ誘導することも重要。
  - ・これらを前提として、現時点で把握している実態を踏まえ対応。特に、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれとして、鉛等の有害物質や火災リスクに着目して対象を指定。
  - ・運用に当たっては、実効ある制度となるよう、規制逃れを防ぎつつ、運用コスト面も勘案して対象を指定。
- 対応方針
  - ・今回は、取引の全体像に関する実態把握が一定程度なされているリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
  - ・現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。
  - ・その他の今回指定しない機器についても、当該機器の有害性や輸出実態を含む使用済機器としての流通の実態等を踏まえて対象機器を追加する等、必要な措置を引き続き検討し、適時適切に機動的な対応を行う。

10

## 政省令等の整備方針②（有害使用済機器関係）

### 2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

- ・ 廃棄物の保管・処分の基準を基本とする。
- ・ 保管基準のうち、保管高については、使用済電子機器の保管の実態も踏まえて対応する。特に、勾配については留意する必要があるものの、使用済電子機器の保管状態については、経験的に安定していることを踏まえ、必ずしも廃棄物と同等の勾配に関する規定が必要とはいえないことから、実態に即したものとすることとする。
- ・ 処分基準のうち、処分の方法については、自治体アンケート、現地調査を踏まえ、基本的には破砕、切断、圧縮、解体を想定した基準とする。
- ・ 生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについては、現地調査における取り扱い実態を踏まえ、分別した上で保管及び処分させる等必要な措置を講じる。
- ・ 有害物質の飛散流出防止について、例えば蛍光管等水銀を含有する部品については、破損しないよう適切に分別のうえ、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理する等必要な措置を講じる。

### 3. 届出除外対象者

以下の者を指定する。

- ① 関係法令の許可等を受けた者（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限る、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）等）
- ② 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（実態調査結果等を踏まえ、事業場の敷地面積100m<sup>2</sup>未満の者を想定）
- ③ いわゆる雑品スクラップをヤードで保管等する者以外のものであって、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者（有害使用済機器の適正保管を行うことができることが想定できる者に限る。）（例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者、販売業者等※）

（※改正法の条文解釈上、適用除外と整理しうるかを精査の上、省令にて規定。）

11

## 政省令等の整備方針③（有害使用済機器関係）

### 4. 届出事項・書類等

廃棄物処理法に基づく処分業の許可に関する申請事項・書類（許可基準に係るものを除く。）及び排出事業者自らが場外保管する場合の届出事項・書類を参考として定める。

#### ○届出事項・書類

- ・ 申請者の基本情報（氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類）
- ・ 事業一般に関する事項（事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場の概要、事業場の面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権原を有することを証する書類）
- ・ 保管に関する事項（保管する品目、保管場所の面積、保管量・保管高の上限、保管場所の図面（平面図、構造図等））
- ・ 処分に関する事項（処分の方法、処分する品目・数量、処分施設の種類・数量・設置場所の図面（平面図、構造図等））

#### ○届出の時期

- ・ 新規は事業開始前10日前までとすることとする。
- ・ 届出事項の変更についても、廃棄物の取扱いを参考に、基本的に同様とすることとする。

#### ○その他必要な事項

- ・ 有害使用済機器の適正処理の観点から、同機器の保管又は処分について、帳簿を作成し備え付ける（品目毎、引取先、引取量、取扱い法（解体、処分）、引渡先、引渡数量等を記載。）。
- ・ 有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した際の届出について規定する（廃止後10日以内に提出。）。

※上記のほか、廃止の届出に係る事務を、都道府県知事に加え指定都市の長等が行うことができるよう所要の措置を講ずる。

12

## 今後の検討事項（有害使用済機器関係）①

検討会中間取りまとめにおいて、有害使用済機器の保管等に係る今後の課題を以下のとおり整理しており、これを踏まえて対応することとする。

- 改正法の施行までに、先行事例である自治体の取組の水準を引き下げることがないよう、ガイドラインの整備や自治体への通知の発出を進めるなど、具体的な運用面の検討を一層進め、実効ある制度となるよう努めるべきである。
- 改正法の施行後は、今回の検討会において検討を行いつつも指定対象とならなかった機器を始め対象機器について、パーゼル法の輸出確認の状況も含めた法の施行状況、機器の有害性等の更なる実態把握を行い、適時適切に機動的な対応を行うべきである。また、定期的かつ継続的な検討・機器追加を図るための方法を確立すべきである。
- 給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）については、現地調査において多く確認され、また、いわゆる雑品スクラップの中でも個別に有価としての取引実績があると見込まれ、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有があることから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮すべきである。

- その他の機器については、「有害使用済機器」という名称が法で規定されたが、「有害」「機器」という用語を狭く捉えないようにするべきである。

「有害」については、有害性の考え方について一層の検討を進めるべきである。例えば、機器に含有される有害物質の情報を引き続き収集していくなど有害物質の含有の観点にとどまらず、油の流出による土壌・水質汚染のリスクや、フロン等の放出リスク、今回以上にバッテリーの存在による火災リスク等も考慮して検討すべきである。具体的な機器としては、例えば、油を含む機器としてオートバイや農機具、フロンを含む機器として自動販売機やショーケース、バッテリーを含む機器等も指定を検討すべきである。「機器」については、解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきである。

また、今回指定することとしたリサイクル法対象機器を始めとして、業務用と家庭用の機器を環境への影響上区別する必然性は必ずしもないことから、こうした区別を設けずに機器を指定することについても検討すべきである。そして、今回の機器の指定や今後の一定の追加指定を行っても「すきま」の問題が解消しない等の判断に至った場合には、更なる実態把握の上で、機器単位ではなく、有害性の有無の観点で対象を指定することも含めて、指定の在り方を検討していくことも将来的にはありえる。

以上の多くの論点があることを踏まえ、本検討会で議論された点に十分配慮して機器の指定をすべきである。また、今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにすべきである。

13

## 今後の検討事項（有害使用済機器関係）②

（前項からの続き）

- 法の施行後も引き続きスクラップヤードの実態把握に努めるべきである。特に、今般対象外となる機器のみを扱うスクラップヤードが一定程度出現すること等も想定されることから、法の施行状況に加えて、規制対象外として整理されるこうしたヤードについても、実態を把握すべきである。さらに、実態把握に当たっては、火災リスクを始めとした人の健康・生活環境保全上の支障の防止について、例えば、自治体を通じた規制対象内外のスクラップヤードの状況把握、輸出入される場合を含めたいわゆる雑品スクラップの全体的な物の流れの把握など、実態把握と検証を行うべきである。
- これらの実態把握等も踏まえた上で、保管基準、処分基準、届出事項の追加等、必要な対策を講じるべきである。また、今般の届出対象となっていない有害使用済機器の収集・運搬段階についても、更なる実態把握の上で、届出対象とする等、必要な対策を検討していくべきである。さらに、今後の有害使用済機器の追加と併せて、リサイクル法で回収ルートが定められていない機器についても、必要な実態把握を行った上で、排出段階からの対応の必要性を含めて対策を検討していくべきである。

14

親子会社による一体的処理の特例（自ら処理の拡大）

法改正内容(第12条の7)

親子会社が一体的な経営を行うものである、及び、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処理ができる等の基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けず、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとする。

※廃棄物処理法上、排出事業者が自らの産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理業の許可は不要



15

政省令の整備方針（自ら処理の拡大関係）

主な規定見込事項

1. 一体的な経営を行う事業者の基準

二以上の事業者のいずれか一の事業者が、他の事業者について、次のいずれかに該当する。

- ①当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。
- ②次のいずれにも該当する。
  - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の3分の2以上を保有していること。
  - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者に対し、業務を執行する役員を出向させていること。
  - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

2. 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

- ・認定グループ内の産業廃棄物について計画を有しており、処理を担う者の事業内容等が明確であること。
- ・認定グループ外の廃棄物の処理も行う場合は、それぞれ区分して行うこと。
- ・認定グループ外の者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合は、当該認定グループが共同して、委託を行うとともに、マニフェストを交付すること。
- ・知識及び技能を有すること。 ・ 経理的基礎を有すること。
- ・欠格要件等に該当しないこと。 ・ 基準に適合する施設を有すること。 等

3. 申請先・申請方法

- ・申請に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域、処分施設が存在する区域を管轄する都道府県知事に申請。（※当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれに申請。）

16

## 政省令の整備方針（自ら処理の拡大関係）

### 4. 申請書・添付書類

- 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名、議決権保有割合に関する事項、実施体制に関する事項に加え、当該申請に係る産業廃棄物の種類、処理の範囲及び処理を行う区域等を記載した申請書を都道府県知事に提出する。
- 申請書には、当該申請に係る事業概要、一連の処理の行程、施設に関する事項等を記載した事業計画を添付。
- 併せて、定款又は寄付行為及び登記事項証明書等（子会社の株主名簿、かつて同一の事業者であったことを証明できる登記書類）、役員の氏名及び住所（※親会社からの出向者を明記）、各種基準に適合することを示す書類等を添付。

### 5. 報告

- 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、報告書を都道府県知事に提出する。

※上記のほか、変更の認定申請、軽微変更、変更の届出、廃止の届出、帳簿記載事項等について必要な措置を規定する。また、当該認定及び変更の認定に関する事務の一部等を、都道府県知事に加え指定都市の長等が行うことができるよう、所要の措置を講ずる。

17

## 施行期日等

改正法に係る施行期日等は、以下のとおりとする。

### 主な規定見込事項

#### 1. 改正法の施行期日を定める政令

- 改正法（電子マニフェストの一部義務化関係を除く。）※の施行期日は、平成30年4月1日とする。
- 改正法のうち、電子マニフェストの一部義務化関係の施行期日は、平成32年4月1日とする。  
※なお、改正法の施行の際に現に有害使用済機器の保管等を業として行っている者については、施行後6ヶ月間（10月1日まで）、届出の猶予期間。

#### 2. その他

- 電子マニフェストの一部義務化関係の規定の施行に当たり必要な経過措置を講ずる。併せて、上記施行期日以前における電子マニフェスト使用者に係る情報処理センターへの登録期限等を3日以内（土日祝日を除く。）に改め、その施行期日は、平成31年4月1日とする。

18

## 編集後記

2017年もいろいろな事件がありましたが、秋田県そして私の住んでいる男鹿にとって、大きなニュースといえば、「弾道ミサイルの発射」と「木造船の漂着」ではないかと思います。

8月29日早朝、けたたましく鳴り響くJアラートにより弾道ミサイル発射が報じられました。テレビでは、頑丈な建物や地下に避難するよう呼び掛けていましたが、どうするすべもなく黙って成り行きを見守るだけでした。9月に2回目のJアラートが鳴った時は、「またか」とテレビの画面を見ていましたが、上空通過でまた普段通りの朝に戻り、慣れてしまったとは思いたくありませんが、2度目となると緊張感がなくなるものだと、思った次第です。

2017年の木造船の漂着は、過去5年で最多となる104件に達しているということで、男鹿でも11月と12月に漂着が確認されました。廃棄物処理法では、漂着した船の残骸物は一般廃棄物になるということで、市役所にとってもやっかいなお荷物になっているなど思うとともに、名物のハタハタ漁に影響が出なければと心配しております。

ということで、1月の研修会は、航空自衛隊秋田救難隊の隊長さんに講師をお願いしております。「ぼっきゃ」が皆様のお手元に届くころには研修会は終わっていますが、弾道ミサイル発射や木造船漂着の生々しいお話しが聞けるのではないかと考えております。

さて、今年の会報誌「ぼっきゃ」も、「クリーンアップ活動」「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」「青年部会の環境教育活動」など、協会の社会貢献活動を広くPRすることを意識して作成しております。

これからも、いろいろな場面を通じて、県民の方々に広く産業廃棄物協会の活動を広報し、また、研修・広報委員会活動を行って、協会会員のレベルアップを図って行きたいと考えております。

会員の皆様におかれましても、「健康」に留意され、各種事業への積極的な参加をお願いいたします。

☆☆☆ 研修・広報委員会 委員長 靄山一人 ☆☆☆

2017年の協会も、いろいろなことがありましたが、なんと言っても、大仙市の災害廃棄物処理が印象に残っております。県から協力要請の第一報が入って僅か3日で協会としての体制が整い、木村支部長をキャップとする大曲地区会員が中心となり、8月3日から処理を開始し、9月中旬には無事業務を完了しました。期間中は、お盆行事、2度目の豪雨、大曲の花火など、大曲地区の会員の皆さんは特に忙しい時期と重なって、人員のやりくり等で大変であったと思います。県から「協会に依頼して良かった」と称賛の言葉をいただき、東日本大震災の協会対応には到底及びませんが、協会の結束力・組織力に誇りを感じております。

ブラウブリッツの奇跡の逆転優勝も印象深いです。同じ東カンビルに事務所があることから岩瀬社長さんを、時々、お見かけしますが、1位から3位の変動する争いをしているシーズン後半は、ご苦労が絶えなかったご様子でした。3年前から賛助会員として協会の研修会や環境教育活動に参加いただいておりますが、来期は、J2昇格決定に向けて、全力で応援したいと考えております。

今年も、一年よろしく申し上げます。

☆☆☆ 事務局長のひとこと ☆☆☆

# 産業廃棄物運搬のご用命は、 環境配慮と適正収集運搬 安全運行の緑ナンバー許可事業所へ

貨物自動車運送業・産業廃棄物収集運搬業  
土木工事一式・とび土工工事業



 有限会社 **高島興業**

〒010-1622 秋田市新屋日吉町17-20  
TEL 018-828-1350 FAX 018-828-1376

## 迎春 人と未来のために

快適で住みやすい社会の実現を目指し、  
資源を有効活用し、環境を大切にする企業です。

木質ペレットは、環境に優しい  
自然の温もりです



**環境エネルギー**

## 大館バイオマスペレット



製材の木くず、林地残材などを粉にし、含水率を調整して固め、粒状にし成形燃料を製作します。

土木・緑化・農業・建築・水質浄化  
などに最適!!



廃ガラス100%を原料とした **無機系多孔質軽資材**

**スパーソル**  
SUPER SOL



■地球にやさしい素材 ■軽量  
■透水性と保水性を持つ素材 ■施工性  
■燃えない素材

地球温暖化対策に寄与するエネルギー源

## 大館木質バイオマスチップ



伐採した丸太から  
木質バイオマスチップへ

循環型社会の資源リサイクル

**北秋容器株式会社**

■本社 大館市片山町3丁目1-47 TEL.0186-49-1675 FAX.0186-49-1676  
■ガラスリサイクル工場 大館市道目木字下谷地57-14 TEL.0186-47-7010 FAX.0186-52-2110  
■木質ペレット製造工場 大館市道目木字下谷地57-14 TEL.0186-47-7789 FAX.0186-52-2110  
■木質チップ製造工場 大館市釈迦内字野崎5-2 TEL.0186-48-3456 FAX.0186-48-3677  
■秋田支店 秋田市新屋豊町5-30 TEL.018-865-2249 FAX.018-865-2617

ヒトには  
創れないモノがあるから。

いつからだろう  
四季の移ろいを あたり前のように  
感じられなくなったのは  
いつからだろう  
自然の恵みに 預けはじめたのは  
後悔しても  
人には創れない  
なつかしい風景のために  
自然と私たちのあたり前の関係を  
維持するために  
さあ、いっしょに循環型社会へ



**ユナイテッド計画株式会社**

リサイクルワーク秋田事業所/TEL:018-864-0668 FAX:018-864-0680  
リサイクルヒルズ潟上事業所/TEL:018-877-5770 FAX:018-877-5794

本社/〒018-1414 潟上市昭和豊川槻木字槻13-1 TEL:018-877-3027 FAX:018-877-3986

環境美化に貢献する

株式会社 羽後環境

代表取締役 後藤 薫

- 産業廃棄物
- 運搬処理
- 処分
- 中間処理
- 解体業
- し尿汲取
- 浄化槽清掃

秋田県横手市雄物川町沼館字高畑439番地  
TEL:0182-22-4191 FAX:0182-22-4192  
産業・一般廃棄物最終処分場  
TEL:0183-62-5583



# 株式会社 田村建設

解体事業部

KONO産廃事業部

社会のニーズに対応し  
都市空間を活用する

事業所 秋田市上北手古野字深田沢41  
TEL.018(839)3561(代表)  
FAX.018(839)3560

**ISO** 14001:2004(産廃事業部)  
9001:2008(工事事業部門)  
登録番号:QS-3146/ES-521

U R L <http://www.tamurakk.co.jp/>  
E-mail [akita@tamurakk.co.jp](mailto:akita@tamurakk.co.jp)

～自然を大切に～



# 山岡工業株式会社

代表取締役 山岡 緑三郎

私たちは、新時代のリーディングカンパニーを目指して、いつも地球の環境を見つめています。

- 下水道処理施設維持管理
- 清掃・TVカメラ調査・補修工事
- 下水道管渠更生工事
- 下水道処理施設機能強化工事



本 社 / 〒010-1415 秋田市御所野湯本2丁目1番5号  
TEL 018-826-1616 FAX 018-826-1565  
営業所 / 横手市・由利本荘市・北秋田市



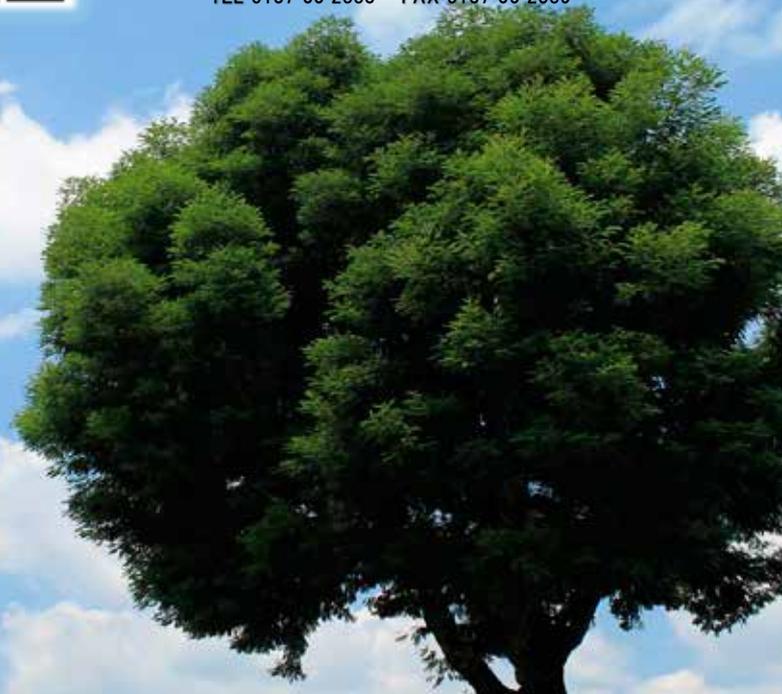
有限会社  
**太陽環境保全**

本社 〒019-1701 秋田県大仙市神宮寺字上新川中島25  
TEL 0187-72-2338 FAX 0187-72-3944  
<http://taiyo-kankyo.com/> E-mail taiyo-oomagari@wit.ocn.ne.jp  
大曲工場 〒014-0001 秋田県大仙市花館字鶴田75  
TEL 0187-66-2338 FAX 0187-66-2339

## 建造物解体 廃棄物中間処理業

品目 廃プラスチック類、小型廃家電、廃蛍光管  
木くず、紙くず、繊維くず、がれき類、  
ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず

産業廃棄物収集運搬業  
一般廃棄物収集運搬業  
汚水・汚泥処理



<http://www.akibun.com>  
E-mail:info@akibun.com

# 地球という 美しい惑星……

そこには豊かな水があり、  
人類を含む動物、植物が生息しています。  
わたしたちは分析技術を通して、  
人と自然が共生するより良い環境創りをめざして  
努力しています

- 計量証明（濃度・騒音・振動）
- 建築物環境測定（飲料水・空気）
- 産業廃棄物分析
- ダイオキシン類等測定・調査
- 土壌汚染対策法に基づく環境測定
- 地下水流向流速調査
- 放射能検査・測定・分析
- 水道水検査・温泉成分分析
- 室内空気中化学物質【シックハウス症候群】
- 作業環境測定
- 各種コンサルタント・環境アセスメント
- 食品表示法に係る成分分析

美しい環境に信頼と技術で貢献する



**株式会社 秋田県分析化学センター**

本社 〒010-8728 秋田県秋田市八橋字下八橋 191-42 TEL:018-862-4930 FAX:018-862-4028  
県南営業所(横手)・仙北営業所(角館)  
県北営業所(北秋田)・仙台営業所



当社は、地球環境保全及び汚染の予防に積極的に取組み、“地域の豊かな自然と住みやすい街づくり”をモットーに企業活動を展開して参ります。

限りある資源を有効利用し、  
私たちの未来を守ります。

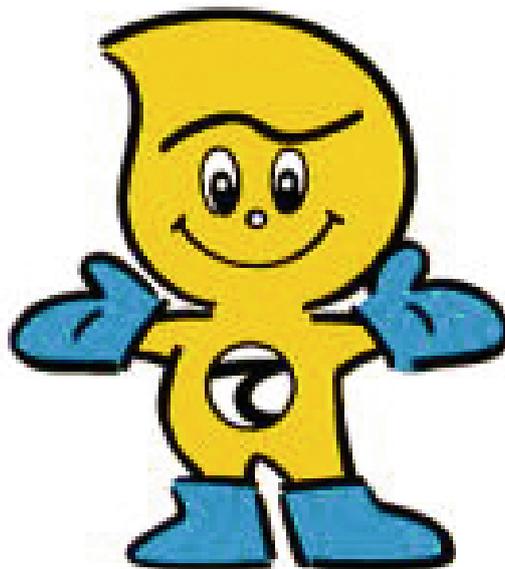
**株式会社 木村土木**  
クリーンセンター

土木工事

解体  
工事

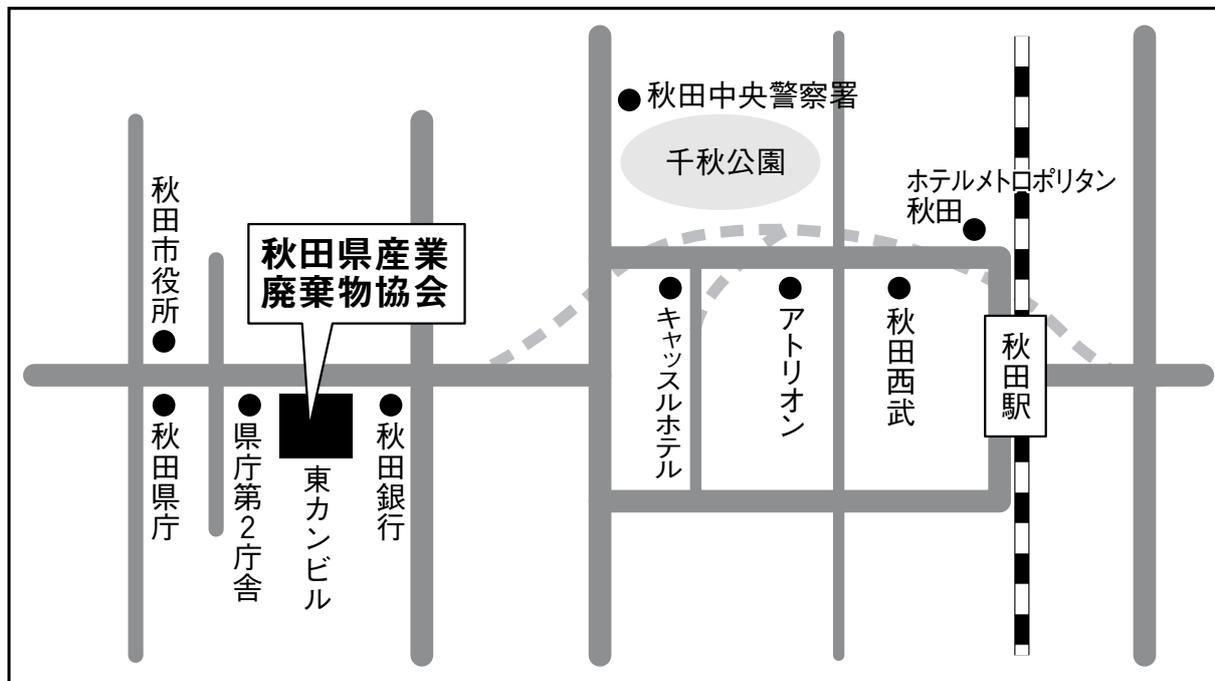
産業廃棄物  
処理業

〒014-0065 大仙市下深井字板口端31番地 電話(0187)63-6344 電話(0187)63-6669



産業廃棄物適正処理のマスコット  
「てき丸君」

## 《 案 内 図 》



一般社団法人 **秋田県産業廃棄物協会**

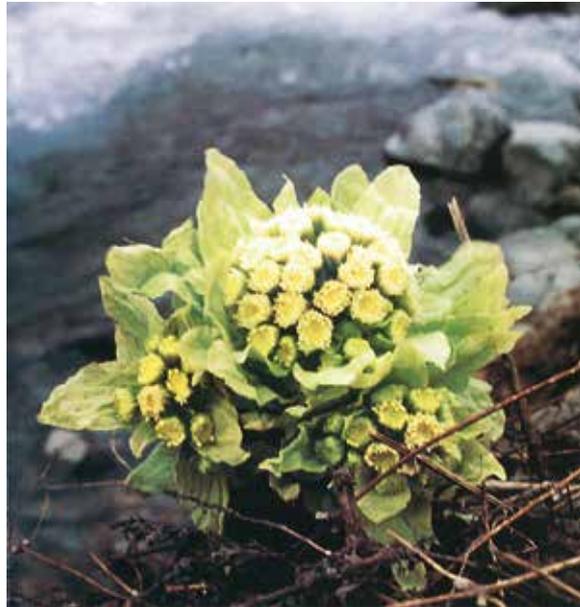
平成30年1月発行

〒010-0951 秋田市山王三丁目1番7号  
東カンビル3F

電話番号 018-863-7107

FAX番号 018-863-6977

e-mail: [toiawase@akita-sanpai.or.jp](mailto:toiawase@akita-sanpai.or.jp)



一般社団法人

## 秋田県産業廃棄物協会

〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル3F

TEL 018 (863) 7107

FAX 018 (863) 6977